

令和7年2月定例会 まちづくり・魅力向上対策特別委員会（付託）

令和7年2月28日（金）

〔委員会の概要〕

岸本委員長

ただいまから、まちづくり・魅力向上対策特別委員会を開会いたします。（10時32分）
直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出案件について（説明資料（その3）、説明資料（その4））

【報告事項】

○新ホール整備に係る県市基本協定と財産譲与契約の扱いについて

（資料1－1、1－2、1－3、1－4、1－5）

○「とくしまマラソン」のコース変更検討について

○近代美術館が所蔵する作品「自転車乗り」の真贋^{がん}に係る調査の状況について

佐藤観光スポーツ文化部長

今定例会に追加提出いたしました案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、説明資料（その3）に記載の令和6年度一般会計・特別会計補正予算案、説明資料（その4）に記載の令和7年度一般会計補正予算案となっております。

私からは、歳入歳出予算の総額及び観光スポーツ文化部関係につきまして御説明を申し上げ、引き続き、各所管部から御説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

説明資料（その3）の3ページを御覧ください。令和6年度一般会計の歳入歳出予算についてでございます。関係する4部局の補正総額として、総括表一番下の合計欄の左から3列目に記載のとおり2,543万4,000円の減額をお願いいたしており、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり96億5,686万円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、観光スポーツ文化部関係につきましては、総括表の一番上の欄、左から3番目に記載のとおり6,573万6,000円の減額をお願いしており、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり21億6,846万4,000円となっております。

4ページを御覧ください。特別会計についてでございます。観光政策課所管の港湾等整備事業特別会計におきまして600万円全額の減額をお願いしております。

5ページを御覧ください。部別主要事項につきまして、御説明を申し上げます。

にぎわい政策課でございます。公園費におきまして、既存インフラ等利活用加速化事業

の執行見込みに伴う補正など890万3,000円の減額をお願いしております。にぎわい政策課合計で、1,114万3,000円の減額、補正後の予算総額は8,385万7,000円となっております。

観光政策課でございます。観光費におきまして、徳島おどりフェスタの計画調査費への財源振替などにより、6,855万5,000円の減額をお願いしております。観光政策課合計で、3,814万円の減額、補正後の予算総額は12億6,661万3,000円となっております。

7 ページを御覧ください。港湾等整備事業特別会計におきまして、万代中央ふ頭にぎわいづくり事業において、物流倉庫からにぎわい施設への転換に係る支援制度への申請が無かったことから、600万円全額の減額をお願いしております。

5 ページを御覧ください。万博推進課でございます。計画調査費における、未来を学び、未来を創る万博キャラバン事業の執行見込みに伴う補正など、万博推進課合計で、61万円の減額、補正後の予算総額は、3 億9,781万1,000円となっております。

スポーツ振興課でございます。体育振興費における、スポーツ・イン・ライフ創造事業の執行見込みに伴う補正など、スポーツ振興課合計で、26万3,000円の減額、補正後の予算総額は、2,875万円となっております。

6 ページを御覧ください。スポーツ交流課でございます。計画調査費におきまして、ワールドマスターズゲームズ2027関西レガシー先行事業の執行見込みに伴う補正など、200万円の減額をお願いしております。スポーツ交流課合計で、503万9,000円の減額、補正後の予算総額は、1 億1,112万1,000円となっております。

文化振興課でございます。文化及び文化財費におけるとくしま文化・未来創造事業の執行見込みに伴う補正など、文化振興課合計で、85万5,000円の減額、補正後の予算総額は、9,372万2,000円となっております。

文化資源活用課でございます。文化及び文化財費における指定文化財保存修理事業費補助の執行見込みに伴う補正など、文化資源活用課合計で668万6,000円の減額、補正後の予算総額は5,601万7,000円となっております。

文化の森振興センターでございます。計画調査費におきまして、日本最古級恐竜化石含有層調査・発信プロジェクト事業の執行見込みに伴う補正など、197万5,000円の減額をお願いしております。文化の森振興センター合計で300万円の減額、補正後の予算総額は、1 億3,057万3,000円となっております。

10ページを御覧ください。継続費の変更についてでございます。旧文化センター跡地等における新ホール整備に要する経費について、藍場浜公園西エリアでの新ホール整備に向け、設計業務の実施等に係る経費を補正予算案として計上している状況に合わせ、継続費全体の減額をお願いするものでございます。

13ページを御覧ください。繰越明許費追加分についてでございます。

万博推進課の広域交流連携推進費では、徳島パビリオンの展示入替えやメンテナンスに係る経費について、地方創生の深化のための支援費では、万博会場の催事に係る経費について、文化資源活用課の文化財保護費では、伝統的建造物の保存に係る修繕への補助に係る経費について、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、説明資料（その4）の3 ページを御覧ください。令和7年度一般会計の歳入歳出予算についてでございます。

関係する4部局の補正総額として、総括表一番下の合計欄の左から3列目に記載のとお

り、3億1,100万円の増額をお願いいたしており、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、75億653万7,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に観光スポーツ文化部関係につきましては、総括表の一番上の欄、左から3番目に記載のとおり、3億1,100万円の増額をお願いしており、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、31億5,131万8,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

5ページを御覧ください。部別主要事項につきまして御説明を申し上げます。

文化振興課でございます。文化及び文化財費の①、アの藍場浜公園西エリア新ホール整備事業では、早期整備プランに基づき設計を行うとともに、ソフト面の方向性を取りまとめる管理運営プランを策定し、管理運営予定者の選定を行う経費として、3億1,100万円を計上しております。文化振興課の補正後の予算総額は、3億7,903万7,000円となっております。

6ページを御覧ください。債務負担行為についてでございます。藍場浜公園西エリア新ホール整備事業の設計委託契約及びコストや品質管理の支援を受け、工事費等の最適化を図るためのコンストラクションマネジメント支援業務委託契約について、令和8年度の債務負担行為限度額の設定をお願いするものでございます。

以上が、今定例会に提出を予定している案件でございます。

続きまして、この際、3点御報告をさせていただきます。

資料1-1を御覧ください。1点目は、新ホール整備に係る県市基本協定と財産譲与契約の扱いについてでございます。

まず、1、対応の方向性についてでございますが、藍場浜公園西エリアでの新たな県市基本協定については、これまでの考えや理念を引き継ぐ形で新たな協定を締結すること、旧文化センター跡地等における従来の県市基本協定については、これまで県市が担ってきた役割や、引き継ぐべき項目などを整理した上で終了させること、財産譲与契約と土地の扱いについては、徳島市が解除権を行使する場合には、財産譲与契約の規定に従い土地を返還することとしております。

次に、2、藍場浜公園西エリアにおける新たな県市基本協定について、新たな協定案を資料1-2に添付しております。

その概要でございますが、基本的事項として、県は新ホールの設計・整備等を一括して行う、市は県と連携し新ホールの早期整備を推進する、県及び市はそれぞれの役割に係る費用を負担するといった県市の役割分担を取り決めたいと考えております。

また、従来の協定から引き継ぐ事項として、これまでの考えや理念である県市協調で整備すること、県立施設として県が主管すること、旧文化センター等の一部機能を新ホールへ集約することについても取り決めたいと考えております。

続いて、3、旧文化センター跡地等における従来の県市基本協定について、協定第17条第2項に基づく県市協議の結果、従来の協定の終了に向けた整理案では、資料1-3のとおりと考えており、県市のこれまでの役割については、土地の扱いに関しては財産譲与契約の規定に従う、協定に基づき県市が履行した事業を確認する、周辺インフラ整備など未完了となっている事業の取扱いとは別途協議する、協定は県市間の債権債務関係を規定して

いないことを確認すること。新たな協定へ引き継ぐ事項としては、県市協調で整備すること、県立施設として県が主管すること、旧文化センター等の一部機能を新ホールへ集約することなどを整理することとしております。

2ページを御覧ください。最後に、4、財産譲与契約と土地の扱いについてでございますが、方向性としたしまして、市が財産譲与契約の規定による解除権を行使する場合には、同契約の規定に従い、土地を返還したいと考えております。対象となる土地については、徳島市徳島町城内の4筆、約3,209㎡であり、図の太線内斜線部分となっております。

なお、参考資料として、資料1－4に従来の県市基本協定を、資料1－5に財産譲与契約をそれぞれ添付しています。新ホール早期整備プランの策定とともに、県市基本協定、財産譲与契約の一体的整理に向け、徳島市と協議を続けてまいります。

続きまして、資料はございませんが、2点目は、とくしまマラソンのコース変更検討についてでございます。事前委員会でも御報告させていただきましたが、昨年12月、とくしまマラソン実行委員会内にコース検討部会を設置し、1月10日に第1回、2月14日に第2回の部会を開催いたしました。このコース検討部会での議論を経て、2月20日に開催いたしましたとくしまマラソン実行委員会総会において、スタート予定地点を徳島市のとくぎんトモニアリーナ付近、ゴール予定地点を鳴門市のポカリスエットスタジアムとすることが了承されました。

新コースの経路については検討中でございますが、今後、関係自治体や警察などの関係機関の皆様と協議を重ね、交通量や交通規制、開催にかかる警備費などを調査し、今年の夏頃には、新コースについての結論を得たいと考えております。

最後に、こちら資料はございませんけれども、3点目としたしまして、近代美術館が所蔵する作品、「自転車乗り」の真贋に係る調査の状況についてでございます。

現在、近代美術館におきまして、2010年当時、ドイツでのヴォルフガング・ベルトラッキの捜査を指揮したベルリン州警察の美術品犯罪・特別班長とも情報交換をしており、それらの情報分析を行っております。

また、科学調査につきましては、高い専門性が必要とされる調査であり、対応できる機関に限られる中で、専門機関によるデータ分析の内容やスケジュールについて、調整中でございます。引き続き、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

吉成生活環境副部長

続きまして、生活環境部関係の案件について、御説明申し上げます。説明資料（その3）の3ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算についてでございます。補正総額は、総括表の左から3列目、補正額欄に記載のとおり、400万円の減額をお願いしており、補正後の予算総額は、4億196万9,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

次に、部別主要事項につきまして、主なものを御説明いたします。

8ページを御覧ください。交通政策課でございます。地域公共交通に係る事業の執行見込みなどによりまして、合計で400万円の減額をお願いしており、補正後の予算額は、4

億196万9,000円となっております。

以上が、今定例会に追加提出いたしました案件でございます。

なお、生活環境部において報告事項はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

朝田県土整備部長

続きまして、県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会説明資料（その3）の3ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の下から2段目、左から3列目の補正額の欄に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては、4,430万2,000円の増額をお願いしております。その右隣の計の欄には、補正後の額を記載してございますが、70億7,943万6,000円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳の欄に括弧書きで記載してございます。

9ページを御覧ください。補正予算に係る部別の主要事項説明でございますが、都市計画課、公園整備事業費の決定に伴う補正など、4,430万2,000円の増額となっております。

12ページを御覧ください。既に御承認を頂き、事業を実施しております一般会計における継続費の変更についてでございます。鳴門総合運動公園野球場改築事業につきましては、令和6年度の進捗状況に伴い、財源を変更しようとするものでございます。

14ページを御覧ください。繰越明許費でございます。一般会計の追加分といたしまして、今回、新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載してございます。追加分の合計は、表の最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、88万円となっております。

一般会計の変更分といたしまして、既に御承認を頂いている事業について、翌年度繰越予定額の変更を記載してございます。変更分を反映した補正後の合計は、表の最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、16億726万5,000円となっております。

これらの事業につきましては、計画に関する諸条件等の理由により、年度内の完了が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰越しとなるものでございます。事業効果の早期発現が図られますよう、今後とも、できる限りの事業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

15ページを御覧ください。2、その他議案等、請負契約でございます。ア、徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち管工事に係る請負契約でございますが、一般競争入札により、資料に記載の共同企業体が落札いたしましたので、御承認をお願いするものでございます。

以上で、提出案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

岸本委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。それでは質疑をどうぞ

眞貝委員

先ほども説明いただきました令和 6 年度の補正予算の中で、旧文化センター跡地での新ホール整備に係る継続費の減額について、さきの経済委員会でもやり取りがあったと聞いております。

これについて改めて整理をしていきたいので、継続費の中身と、このタイミングで減額する理由を教えてくださいませんか。

伊澤文化プロジェクト室長

ただいま、眞貝委員より、令和 6 年度の補正予算にありますホール関係の継続費に関して御質問を頂きました。

この継続費につきましては、旧文化センター跡地周辺での従来の計画におきまして、複数年度にわたる新ホールの工事費ですとか、工事管理費等に係る約 198 億円を設定したものととなっております。また、現在、この継続費に基づく予算の計上はしていないという状況にあります。

このタイミングで令和 6 年度の補正予算とすることにつきましては、まずさきの 9 月定例会におきまして藍場浜公園西エリアにおける新ホール整備に向けた関連予算をお認めいただいていること。

また、県議会での御議論ですとか、1 月 20 日まで実施したパブリックコメントを踏まえて、事前委員会におきまして、藍場浜公園西エリアにおける新ホール早期整備プランの最終的な案を御報告させていただいたこと。

さらに、これらを踏まえて 2 月 19 日には、令和 7 年度 1 号補正予算案としまして、藍場浜公園西エリアでの新ホール整備に係る設計業務等の予算案を提出させていただいております。

また、当初提案いたしました令和 7 年度当初予算におきましても、既に、旧文化センター跡地における継続費に基づく歳入歳出予算というものを計上していないということ。

これらの状況に併せまして、工事費等の継続費については、年度の最終整理予算として編成しております。

このため、令和 6 年度一般会計補正予算で減額させていただきたいと考えてところでございます。

眞貝委員

継続費の減額補正について、県の説明は分かりました。

経済委員会の中でのやり取りでは、必ずしもこのタイミングで減額しなくてもいいのではないかと、令和 7 年度の補正予算でもいいのではないかとのお話も出ましたが、これについてはどうでしょうか。

伊澤文化プロジェクト室長

眞貝委員より、継続費の考え方につきまして、お尋ねいただいております。

旧文化センター跡地での新ホール整備に係る継続費については、令和 7 年度から 9 年度に掛けて、各年度の年割額の枠として約 198 億円という設定をしているところでございま

す。

一方で、昨年9月には、知事と徳島市長との間におきまして、藍場浜公園西エリアでの新ホール整備の取組方針に合意し、関連予算を9月定例会で議決いただいております。

その後、藍場浜公園西エリアでの新ホール整備に向けた作業を進めているところでございまして、この継続費をこのまま令和7年度に持ち越す場合に必要となる、旧文化センター跡地での新ホール整備に係る工事費等の予算も、令和7年度当初予算において計上しておらず、今後の補正予算において、旧文化センター跡地における新ホール整備に係る工事費を計上する予定もございません。

また、このほかにも、この継続費を続けるということを考えて設定した年度ですとか、年割額を変更する方法もございます。

ですが、現状の新ホール整備の状況を踏まえまして、旧文化センター跡地での継続費を維持していくために、この内容を変更させる補正予算案の提出も、現状、県の考えにはございません。

こうしたことから、この度の継続費の減額を令和6年度の補正予算として整理し、提出させていただいている状況でございます。

眞貝委員

令和6年度の補正予算ということは分かりました。

旧文化センター跡地での計画については、徳島市との協議のほか、JV（共同企業体）との協定も解除に向けて協議していると思いますが、このタイミングで継続費を減額補正することで、計画や協定に影響は出ないのですか。

伊澤文化プロジェクト室長

眞貝委員より、継続費の補正に係る影響ということでお尋ねいただきました。

この度の継続費の減額補正をもって、旧文化センター跡地での整備基本計画ですとか、徳島市との県市基本協定、共同企業体と締結しております基本協定が、例えば、強制的に終了するということとはございません。徳島市やJVとは、それぞれ協議を進めているというところであります。

また、旧文化センター跡地における計画の現状としましては、関係法令の申請を残した形で実施設計を終え、JVとの基本協定の上でも停止している状況にあります。この度の継続費の中身は工事費の枠でございますので、これに関わる工事契約の段階まで至っていないという状況です。

また、先ほど申し上げましたとおり、関係法令の申請を残した形であることから、仮に旧文化センター跡地の計画において、もしこの次に必要な予算があるとすれば、それは工事費ではなく申請業務を進めるための予算であると考えております。

このことから、減額補正による直接の影響はなく、この継続費が旧文化センター跡地での計画をつなぎ止めるような意味を持つものではないという認識でおります。

この度の継続費の減額を令和6年度一般会計補正予算として整理し、提出させていただいたという状況でございます。

眞貝委員

文化センター跡地の計画における工事の継続費について、改めて詳しく聞かせていただきました。新ホール整備に関する進捗や予算の状況を見れば、県の考えは理解できるものと思います。

県の認識としては、この継続費をここで減額補正したとしても、徳島市との協定や事業者との協定への影響はないということであり、そもそもこの継続費が、旧文化センター跡地への計画の存続に関わるものではないということで、県においては予算をはじめ、必要な手続と併せ、旧文化センター跡地での徳島市との基本協定の扱いなどを協議していただき、一体的な整理をまとめた上で、藍場浜公園西エリアでの早期整備を進めていてもらいたいと思います。

岡委員

まちづくり・魅力向上対策特別委員会は最後なので、ホールについて中心に聞きたいと思います。先ほど、この予算をカットすることによって、今までのJVとの契約であったりとか、徳島市との関係に今後影響はないのかという話で、特にないようなお話をされていたのですが、本気でそう思っているのでしょうか。簡潔に答えていただきたいと思います。

伊澤文化プロジェクト室長

岡委員より、継続費減額の影響に関して、お尋ねいただきました。

この度の継続費減額に係る直接の影響はないと認識しております。

岡委員

そういう認識で今まで強引に事業を進めてきたことによって、いろんなところとあつれきを生んできたとは私は認識をしております。

相手方もいますから、1個1個きちんと手順を踏んで、整理を付けながら事業を進めていくべきであって、せっかくワーキンググループができたので、いろんなことを徳島市と協議しながら進めていってくれということを、この1年間どころか、このホールの計画が出た時点、実はその前から、いろんな部署の方にはずっと言ってきました。

それが、一つとしてまともに進んだものはないと認識をしています。

勝手に県が計画を作って、勝手に発表して、後で話しにきて、いやいや、少し待ってくれと言っても、強引に予算を付けて進める。特にホールなんかはそうです。

ということが起こってきて、今の状況を生んでいるのではないかという認識の下で、何点か御質問させていただきたいです。今回出てきた資料の1-3、県市基本協定の終了に向けた整理ということで、非常に気になる部分がありまして、3項目の5番目に、現協定は、県及び市の間における債権債務関係を規定していないことを確認するという文言があるんです。

今まで、このまちづくり・魅力向上対策特別委員会でもそうですし、恐らく経済委員会でも話は出ていたと思いますが、今まで徳島市がやってきたことというのがあるんです。

あそこでホールを造るために役割を担って、お金も出してやってきた部分があります。

この5番目の項目はこれに関しておっしゃっているのか。債権債務関係は規定していないので、特に今、どちらが債権を持っていて、こちらに債務があるという認識は全くないという認識をされていると。それを確認したいというような内容で入れているのかを確認をさせていただきたいと思います。

伊澤文化プロジェクト室長

岡委員より、資料1－3の内容、3の（5）の記載に関して御質問をいただきました。

ここには、現協定は、県及び市の間における債権債務関係を規定していないことを確認するという記載になっております。

県市基本協定には、お互いへの権利義務ですとか損害賠償請求など、債権債務関係を定める規定や記載がないと。県市それぞれの役割分担を取り決めたものであることから、ここに債権債務関係を規定していないことを県市で確認したということで、項目として記載させていただいております。

岡委員

そんなことは聞いていません。

規定がないので、いろいろ委員会でも意見が出たけれども、県には債務のようなものはない、徳島市が債権を持っているわけでもないということを確認するということですかと聞いています。

伊澤文化プロジェクト室長

現状、県市協定に基づく債権や債務は有るのか無いのかということでございます。

県市協定に関しては、お互いの債権債務を規定するような項目は無いと認識をしております。

現状としまして、協定に基づく債権債務の考え方の延長として、何らかの請求ですとか、具体的な債権債務の定義内容等が明確になったという状況にはございません。

岡委員

新しい協定案でしたか。どこかというのは書いていましたし、きれいに整理されて、ほとんど金額も出ていると思います。

そんな規定がないのは当然かと思います。というのが、これも引き継ぐとか言っていますが、基本協定の第2条の整備の合意というところで、県及び市は新ホールを協調して整備することに合意し、事業推進に当たっては互いに協力し、信義を重んじ、本協定に基づき誠実に履行しなければならないという規定があるんです。

だから、信義を重んじて約束したことは守って、お互いに協力して、誠実に仕事をしていただけるという前提の下でやっていたので、こんなことが起こることは想定していないのは当然なんです。

予算をカットする、あちらでやります、予算を付けましたという時点で、いろいろと理屈をこねているのは分かります。白紙化したら徳島市でやる根拠を失う、だから改定しなければならないということを今までずっと言ってきたので、今更になって、白紙とは言え

ません。破棄するとも言えない。

今まで言ってきたことと整合性が取れないから、終了という曖昧な、よく分からない言葉を使って、新しい協定を作るということをおっしゃっているのだらうと思うんです。

現実を見てください。県としては、あちらでやる考えはないんでしょう。その時点で、この協定は効力を失っているわけです。なぜなら、全く考えていないと、やる気ないと言いましたから。幾らへ理屈をこねようが、はっきり言って、この協定自体が内容的に効力を失っているわけです。

あなたたちは、白紙ではないと。廃止でもないし、破棄でもない。終了させるとおっしゃっているわけでしょう。

前に、いろんな協議の議事録というのを頂きましたけれども、その中に、新たな協定を締結するという形での協定の改定をすると書いてあります。

事前委員会では資料を頂いていなかったと思います。その時も、僕は多分、協定の改定でしょうと、似たようなことを言っていたと思います。改定なんだろう、言葉を変えただけだろうと。

協定の改定と言ったら向こうの反発があるから、新しい協定と言ったら協定は新しいものになるのだから、それでなんとかなるだろうという認識でやっているのと違うかと、言葉遊びをするのもいい加減にして、というような話もしたと思うんですけれども、そのような認識でよろしいですか。

これは、協定の改定です。それは協議録の中に入っていますので、誰が発言したのか、どういう認識でおっしゃっているのか、改めて確認させてください。

岸本委員長

小休します。（11時06分）

岸本委員長

再開します。（11時06分）

伊澤文化プロジェクト室長

ただいま、岡委員より、2月13日の打合せ記録に関してお尋ねいただいております。

この中に、県の発言がございます。この時、当然、私も参加しておりましたし、県の担当部局もいるわけなんです、誰が発言したかというところまでは正直、明確な記憶がございません。

ただ、県の考えとしては、総意でこの方向性でありましたので、県側の発言という内容としては間違いありません。

この中身に関しまして、例えば現協定を白紙に戻してしまうと根拠を失いかねないため、白紙ではなく改定すべきとの立場、また新たな協定を締結するという形での協定改定が必要ではないかという言葉がございます。

まず、最初の、白紙でなく改定とすべきというのは、現協定の中で県市協調で進めることですか、県立ホールとしてやることなど、引き継ぐべき考え等がありましたので、白紙ではなく改定すべきとの立場を取ってきた。

また、新たな協定を締結するという形での協定改定が必要でないかという部分につきましては、改定という手法を具体的に申し上げたというよりは、今ある協定を触っていく、改めて定めるという意味で、ここで使われたのではないかと思います。

2月13日の協議ですので、この場で徳島市の申入れを尊重する形で、対応の方向性が決まったところでございます。2月13日を経て、2月18日の代表質問において、知事も考えを述べられたというところであり、内容に関しては大きく誤ったものではないという認識であります。

岡委員

だから、あなたたちが当初言っていた考え方から変わっていないということなんです。要するに改定なんでしょう。

協定を改定しますと言ったら、それは白紙に戻して一から話をしないかという話が出てきたので、新たな協定という言葉を出したら、それでごまかしが利くのではないかと思います。

改定なんでしょう。協定を改定するんでしょう。話が違うではないですか。

この間、委員会があったのかな、徳島市議会での議論も参考に見させていただいたんですけど、厳密に言うと改定ではありませんと言っているみたいなんです。厳密に言うとは何なんですか。

前の委員会でも聞きましたけれど、白紙と、廃止と、やめるとか、いろんな言葉が出てきているんです。辞書的な意味が、と言いますけれども、初めからきちんと協議ができるような体制ができていたんだったら、こんなややこしいことをしなくても、話合いの中でやっただけの話じゃないですか。しっかりと整理をして、丁寧に協議をしてください。できていたらこんなことになっていないのです。

まずはそのことに整理をつけなさいと最初から言っています。人の話も聞かずに、協定を改定しないのだったら白紙にするぞと言えば、向こうが折れてくるだろうという考えがあったのではないのですか。

そうしたらもっと早く進められる。知事が言った自分の任期内での着工に間に合うというので、強権的に、金を出さない、徳島市内に県立ホールを作ってあげませんよという気持ちがあったのではないかと思うのですが、そのあたりに関しては、どのようにお考えなんですか。

伊澤文化プロジェクト室長

協定に関する県の考え方についてお尋ねいただいております。

まず最初に、改定なのかどうか、また徳島市で厳密にいうと改定ではないというような御説明があったということにつきましてですが、今回、現協定の整理につきましては、現協定17条に基づく協議の結果という形で整理して、現協定に付随するものという扱いで考えております。

これは、協議結果をまとめたものという見え方もする一方で、現協定に一部手を入れたというような見え方もしております。手を入れたということであれば、これは改定ということもあるのですが、終了させるために手を入れたということになりますと、厳密には改

定にならないと。恐らく徳島市議会での徳島市の理事者の説明は、そのあたりを踏まえたものではなかったかと考えております。

また、徳島市に対するプレッシャー的な部分につきましては、我々は、前計画から県市協調で新ホール整備を進めてまいりました。

方針転換はあったにせよ、この秋以降もワーキンググループですとか、また徳島市との協議、あと事務レベルでのやり取りというのはございます。

県市協調で進めていくという考えに変わりはなく、一緒にやっていながら協議してきたという部分でございますので、お金を出す、出さないですとか、県から何らかの圧力みたいなものはなかったと認識しております。

岡委員

その辺は多分、認識が違うんだと思うのです。これは明らかに圧力です。明白です。

途中から議論が変な方向に行きだした気がするのです。議員さんも誰かおっしゃっていたのですが、徳島市立文化センターの建て替えをしてやるみたいな、変な勘違いをされているような方がいらっしゃるような気がするんです。そういう認識なんですか。

例えば知事の発言にしても、徳島市に県がお金を出して、県の土地で建ててやるみたいな言い方をしたりとか。徳島市もそうです。この協定の改定というのに賛成しなかったら県が話をしてくれない、建ててくれなくなるかもしれない。徳島市立文化センターの建て替えではないですね。

改めて、どういう認識で県立ホール、県市協調新ホールを進めてきたのか、できるだけ簡潔にお願いしたいのですけれども、その辺の考え方を再度お伺いしておきたいと思えます。

伊澤文化プロジェクト室長

岡委員より、県の新ホール整備の認識に関してお尋ねいただいています。

この新ホール整備は県立ホールとして整備するという事になっておりますが、県市協調で取り組むという考えでおります。

元々は旧文化センター跡地において、県市協調での新ホール整備に対する申入れが、令和2年にあって、それを受ける形で県市協調の新ホール整備が始まったと考えております。

旧文化センター跡地ですので、旧文化センターの役割は引き継いでいくというところがございますが、県が文化センターに代わる新ホールを建ててあげるというような認識ではなくて、文化センターも継承する形で県立ホールとして、県市協調で整備に取り組むという考えでおります。

岡委員

そういう認識を持っているんだったら良かったです。トップのお二人が、どうもそういう認識を持たれていないような発言が非常に多く見受けられる。

議員の中でもそうです。建て替えと思っていたということを平気で言う人がいます。

思っているのは勝手だけれど、全然違うということを現場でも言いました。もしそうだったら、私は前の計画でも反対しています。

県が徳島市立文化センターの建て替えをするというのは、県の仕事ではないので。県立ホールでしっかりとした、将来にわたっていろんな方に愛されるようなホールを造りたいと、県の文化の発信拠点としてのそれなりの規模を持ったホールを造りたいと、それで計画が出てきたので、それに対しては賛成して進めてきた。

その辺の認識を、余りにも勘違いされている方がいらっしゃるので、再度確認をさせていただきました。

その前提で、お話を進めていきたいと思います。整理をしてしゃべっているわけではないので、いろいろ話が飛んだりはしますけれども、もう一回元に戻ります。

今時点で、県と徳島市の間に債権であったり債務というのは、再度確認しますが、ないという認識なんですね。

伊澤文化プロジェクト室長

岡委員より、県市の間における債権債務に関する質問でございます。

県と徳島市の間におきましては、県市基本協定のほかに旧文化センター跡地での財産譲与契約もございます。

これは無償譲与の契約ではありますが、頂くに当たっては条件が付いておりまして、また契約規定の中には解除権の行使ですとか、原状回復や解除に当たって損害が出た場合という規定もございます。

そういう意味では、債権債務の関係がここにはあるという部分です。

また、債権債務ですとか権利と言いましたら、何らかの形で、例えば仮に訴えが出たりとか、争ったりする、この権利も一つございます。ですので、広義的な意味で言いましたら、全くない状態ではないというところです。

ただ、9月の知事と徳島市長の合意以降、徳島市との間でも、ワーキンググループですとか、この度の協議を我々は進めてきております。

この過程において、現時点において、徳島市から何らかの債権に基づく請求というようなものはない状況にあります。

岡委員

現計画が残っていましたので、それはそうだろうと思います。今までは、現計画と言っていたではないですか。

ここから、恐らくステージが変わるんでしょう。現計画ではなくなる。新たな所でやる。そうなってくると、初めて出てくるのです。この状態ではなかったから、私もそこまで言っていませんでした。

あるのと違うのかと、払わなければいけないのと違うのかということ言ってきました。それまでは現計画が残っていますので、やるかもしれないし、やらないかもしれないしという状態だったのが、今回ではっきり結論を出すということは、恐らくそのことは出てくると思います。話としては当然です。

土地のことにしてもそうですけれども、解除権を行使すればという話ですけれども、

負担付贈与なんですから、普通に考えたらそれは返さないといけないということです。

これからまず、その話をしなければならぬ。これは私の認識ですけど、今までずっと言ってきたことですが、勝手に発表したことで、前の計画をやめるんですから、整理を付けていかなければならぬ。

県が勝手に発表した計画に沿って、一方的に方針転換をして、予算を削って、今まで協議していた所ではやりませんという話になるわけですから、当然債務と呼ばれるようなものが出てくる可能性はあると思います。

協定の改定ですけど、わざわざ新しく、そういう文言や規定は改定の中にないよねということ確認するということがどういうことなのか分からないのです。規定にないのだから、そんなもの払う必要ないという話をされるつもりなのか。どのように協議を進めていこうとしているのか、今お考えがあるのであれば教えてください。もしそういう話が出た場合です。

伊澤文化プロジェクト室長

岡委員より、県市の債権債務に関する御質問でございます。

債権債務に関する規定がないということを確認したという記載が、今回の協定の整理案の中にあります。これは今後、何らかの権利の行使による事象が発生することを否定するものではなく、飽くまでも県市基本協定の中においては、直接的な賠償請求ですとか、損害に関する規定がないという事実をここで確認したというものでございます。

岡委員

確認する必要がありますか。入っていないのですから、規定はないです。わざわざ概要版の資料にもそれを載せてきているということは、債権も債務も関係ない、だって規定にないのだからということ、殊更強調しようとしているようにしか見えないのです。

今までのやり方を見たら、そういうふうにはしか取れないんです。そういうわけではないと言いますが、そういうわけではないではないのです。

今回の新たな協定にしてもそうでしょう。いろんなメディアの方々が違う取り方をしているわけです。自分たちの中では、一本芯があるみたいなことを思っているんですけど、前も言いましたが、言葉をこねくり回して、へ理屈を言って煙に巻こうとしているようにしか見えないです。そもそも、根拠がなくなると言っていたのは、県だけです。

私はワーキンググループでも、どこでも、幹部同士で話し合いをしたらいいと言っていました。けれど、徳島市はそんなことを言っていたら県が建ててくれないかもしれないと言っていたわけですから、そんな状態でまともな話し合いなんかできるのですか。

誠実にとか、丁寧に協議してとか言っていた人もいたみたいですが、今までできていないではないですか。整理は付いていない。

前の計画にしてもJVとはこれから話をします。県市の協定にしてもどうなるか分からない。徳島市議会でもいろんな議論があったみたいです。進展がないと言う人も居るし、協議の成果が出たからいいのではと言う人も居るけれど、意見が割れているのです。

あなたたちは、県議会で予算が通ったから、前に進めますと、無理やり押し通そうとし

ているわけでしょう。我々から見たらそうなんです。

多数派の人からしたら違うかもしれません。相手があることだということを今までずっと言ってきました。話をしていく上で、そこにも配慮して進めていけないといけないのは当たり前のことだし、それもせずに、取りあえず予算を付けて、前の予算をカットして、はい、もうここでしかできませんよと既成事実を作って、仕方ないなというようなところを待っているようにしか思えないのです。

と思っているのですが、お考えがあればお聞かせください。

伊澤文化プロジェクト室長

岡委員より、新ホール整備に関する考え方に関してお尋ねいただいております。

県としましては、藍場浜公園西エリアでの新ホールの整備、建設ということで、昨年9月定例会で知事から表明があり、同じ定例会において関連予算をお認めいただいたということで、この度の早期整備プランも、その際の予算による業者支援を受け、策定に向けて進めているというところでございます。

決して、強行的にというよりは、お認めいただいた予算というベースの上で作業を進めて、そこで出てきた案についても、骨子の段階、素案の段階、最終的な案の段階で御報告、御説明させていただいていると認識しております。

手順を踏んだ上で整備を進めているという考えです。

岡委員

だから、県立ホールを県単独で建てるのであれば、それでいいです。相手がいるのです。県市協調新ホールなんでしょう。徳島市もあるわけです。徳島市議会もあるわけです。県の予算が通ったから、どんどん進めていくのですと。相手は何て言っているのか今までの議論で聞いているでしょう。予算を通して、前の予算をカットして、それは何の問題も何の影響もないと思っているのですか。そんなわけないではないですか。事前委員会でも言ったでしょう。

経済委員会でもそんなこと言っていたらしいですね。県と徳島市とでしっかりと手順を踏んでと、手順を踏んでないのはこちらです。きちんと話をすればいい。事前にきちんと話をしながら、お互いの合意を取って進めていっていたら、こんなことになっていないのです。こんなこと言わなくていいんです。中身の話ができるんです。前にも言いましたけれど、それ以前の問題です。

協定で信義を重んじ、誠実に履行していくと、一体どの口が言っているのですか。信義にもとって、不誠実に、勝手に計画変更して、強引に進めてきたのはこっちでしょうという認識なんです。

新しい協定を作っていますと言う。こんなものだけはすぐ出てくるのです。なぜなら、中身が変わってないから。

協定のことも一つだけ聞きたいのですけれど、徳島市は、何の役割をするんですか。県と連携してと、必要な費用は出すみたいなのを書いていますけれど、何かあるのですか。具体的にあるんだったら、教えてください。

伊澤文化プロジェクト室長

今回、新たな協定案における徳島市の役割に関してお尋ねいただいております。

この案の中においても、徳島市の役割としまして、市は県と連携し、新ホールの早期整備を推進すると書いております。

旧文化センター跡地での基本協定におきましては、従前施設の解体でありますとか、インフラの移設ですとか、より具体的な役割がございました。

今回は、そのような具体的なものはございませんが、県市協調で進める新ホール整備として、県と連携して整備を推進するという役割を書かせていただきました。

また、この度の早期整備プランの策定に向けた作業におきましても、この協定の案ができる前でございますが、有識者との意見交換会等、昨年秋にも徳島市の担当部局からは同席いただいて、有識者との意見交換等の議論を共有させていただいたところでございます。

従来の旧文化センター跡地におきましても、何らかの計画を固める等においては、徳島市の方にもおいでいただいて共に進めてきたという認識でおりまして、そのあたり今後、藍場浜における整備についても、この協定の市の役割に基づき、共に取り組んでいただけるものと考えております。

岡委員

役割は何かと聞いているんです。来て話を聞いておいてということですか。これでいいのか。特にないですよ。具体的なものは何もないですよ。お金を出さないといけないとか、徳島市がこれを撤去しないといけないとかいうのもないですよ。

一番は中央公民館と文化センターの機能移転でしょう。それがなくなってきたら、補助金が出なくなるから、それだけの話でしょう。そのために利用しているだけではないですか。入っておいてくれと、有利な補助金が使えない可能性が出てくると、それだけでしょう。一体何がしたいのですか。

前の計画ができた当初ぐらいから何年間かは、控室とかでいろんな担当の方と話をすると、これだけ徳島市さんと本当に協調して、連携して、いろんな事業を進めてきたことはないです、やりがいがあります、頑張りますと、みんな一生懸命頑張っていたんです。

新しい知事になって、たった2年です。そういう方々は黙ってしまいました。自分たちがやっていることが分かるのでしょうか。どう考えたって、県の方が悪いと思っている人がいっぱい居るのだらうと思います。

それでまだ、協調してしっかりと情報共有してやっていくと言うのですか。してないではないですか。そんなことは今までしていた人が言うことです。

ありとあらゆる事業がそうです。まともに説明もできない。けれど予算は取っていく。予算が通ったから、取りあえず進めますと、相手のことは関係ない、協定の改定が駄目だったら取りあえず文言だけ変えて、新たな協定を作ったら賛成するだろうと。人を見下して馬鹿にするようなやり方をするから、こんなことになるのです。

こんなことだったら、関係ないし調べたら済むから、埋蔵文化財の調査をしていた方が早いと思います。

人を怒らせて、人をだますようなことを言って、何が協調して協力してやっていくので

すか。ふざけたことを言うなと思っています。

土地のことにしてもそうです。土地の取扱いが重要と言って、負担付贈与と書いてあるではないですか。解除権を言ってきたら返すけれど、そういう問題でないでしょう。

言っただけでこなかったら取り込むのでしょうか。車両基地にするのでしょうか。考え方や発言が、不誠実過ぎませんか。僕は理解できない。本当に人と真摯に向き合って協議していく人の態度ではないです。

土地のことで1点だけ聞きたいのですけれど、鉄道高架の車両基地を計画していますよね。もし徳島市に土地を返した場合、車両基地の土地の取得というのはどこがするんですか。土地の取得費用は、誰が出すんですか。

桂野まちづくり室長

ただいま岡委員より、車両基地の土地の取得についての御質問を頂きました。

この車両基地についての関係については、これからＪＲ四国と徳島市と協議をしていくようにはなるんですけれども、一義的にはＪＲ四国の車両基地になりますので、一般的にはＪＲ四国が買い取るようなことになるかと、今考えております。

岡委員

土地の取得とかも協定で決まっていますよね。以前のもので決まっていなかったでしたか。そこはＪＲ四国がするとかいう。一義的にとは何ですか。これから話合いをして、県が取得してあげて、無償で貸すということがあるんですか。そんな予算は通らないと思います。

それこそ協定を変えなければいけないようになります。中身が変わってきます。ＪＲ四国は民間企業です。民間企業の事業のために、県が土地を取得して、ただで渡すことってあるんですか。ないですよね。いい加減な言い方をしないでください。

幾ら話合いをしても、土地の取得費用を県が出してやるということは有り得ないです。そのことは、はっきりと認識しておいてください。

最低限５億円の負担が増える。それで今、大変厳しい経営状況であるＪＲ四国が、ほかのところでもうけているみたいですが、わざわざお金を出してまで鉄道高架をするのかと。

しまいに、今議会の一番最初には、アリーナの整備も早急にやっていきますと。何の予算も出ていないし、何の話もないのに、何で急にこんな話が出てきたんだろうと、疑問に思うことだらけなんです。

まだ、ホールのこと全然片が付いていないのに、恐らく株式会社日建設計に行って、いい話ができたとすることで、急いで整備していきたくてと思ったのかもしれないけれど、やっていること、言っていることが軽率すぎませんか。絶対に反発をくらいます。

協定改定を新しい協定とうそをついているでしょう。中身はほとんど変わっていないです。理念と言っていますけれど、そもそも協定に理念は入っていないです。それも前に言ったけれど、中身を見えていますか。知事は中身を見て発言していると思えないです。

認識を間違えているような感じがするし、時間もないので、もう一度言っておきますけれど、きちんと手順を踏んで整理をしてください。これからは補償が出てくるかもしれな

いわけでしょう。損害賠償というのか、補償なのか分からないけれど、出てくる可能性があるわけですよ。

土地のことにしてもそうですし、JVともそうです。それらをほったらかしにして予算だけ通して、はい、先に進みます、徳島新時代です、異次元の政策ですと言うんですか。

次元が違います。考え付かない、こんないい加減なこと。せめて相手がいる分ぐらいは、きちんと対応したらどうですか。やることはそこからです。

予算を出してきて認めてほしいというのは、それからでしょう。どうせ言うことは聞かないのだろうけれど、予算を出してきて、通るんでしょう。不信感は更に深まります。そのことをはっきり言うておきます。

あなた方だけのせいではありません。予算を通してきた議会にも責任があります。そのことは、ここではっきり言うておきたい。通したほうにも責任がある。もう一回言うておきます。きちんと手順を踏んで、きちんと話し合いをしてください。1個1個、整理をつけてください。そのことを強く要望して終わります。

庄野委員

今の岡委員の質問には、私もほぼ同じ考えです。従前から委員会、そして本会議でも、ずっと申し上げてきました。これも今も言いましたけれども、県のトップが変わったからといっても、当初の基本協定の信義を重んじ、本協定に基づき誠実に履行しなければならないのです。

新しい基本協定にも同じことが書いてありました。整備の合意ということで。信義を重んじ、本協定に基づき誠実に履行しなければならない。こんなことを誰が信じるんですか。信義を重んじてないからこうなるんでしょう。

この前の本会議でも申し上げましたけれども、基本協定を作った意味は、こういうことにならないように作っているんです。まして、徳島市と全然話をしないまま、県が勝手に場所を変更した。場所の変更は公約にも何にもなかった。

それが一番大きな問題で、途中から知事が、県が県有地に県立で造ろうとしているのに徳島市議会議員が何の文句を言っているんだと、そんなことを言うから、余計にうまく進まないんです。

県市協調で新ホールを建てたいというのであれば、もっと徳島市の立場になって、きちんと物事が進むようにするというのが本当のやり方だと私は思います。ホールの問題は、また後ほど聞きます。

先に、この問題についてお聞きします。先日、南海電気鉄道労働組合の執行委員長の笹谷さん、そして副執行委員長の小原さんが私のところに、南海フェリーのことについて要望に来られました。

今、南海フェリーの徳島市から和歌山市までは、徳島県、それから徳島市にとって、言わば海上輸送の非常に重要な路線でございまして、コロナ禍の時は、一時非常に赤字で大変だったんです。資料を頂くと、令和4年度、令和5年度は、若干コロナ禍前よりは、収益としては一応持ち直しているんですけれども、令和5年度でも収益はまだまだ前ほどになっておりません。収支的に言ったら、令和5年度の当期の利益が大体1億円弱ということでございます。南海フェリーは私も若い頃から何度も使わせていただいて、南海電車に

も乗って、新大阪から関東に行くという学生時代もありましたけれども、人を運ぶだけではなくて、トラックとか乗用車についても、非常に有効な路線であると、認識をしております。

そして、笹谷執行委員長がおっしゃるには、今度、新造船も考えなければならないと。まだ今のところはそういう発表はされていないんですけれども、大体50億円ぐらい掛かるらしいんです。そういうことを考えると、南海フェリーの経営自体、存続自体が非常に危ぶまれる時期が来るかもしれないと。

徳島県からすれば、南海トラフの関係もあるし、いざという時の海上輸送、物資の輸送等も含めて、私も非常に重要な路線であると思っていますので、今後、南海フェリーの存続等々についての議論が上がってきた時に、県としても南海フェリーの存続について、重要性をもって臨んでいただきたいと考えているのです。

現在の県の立場、路線についての重要性というのを、どのように認識されておられるのか、お伺いしたいと思います。

橋本交通政策課長

ただいま庄野委員より、南海フェリーが運航します徳島和歌山航路について県の受け止め、認識ということで御質問を頂きました。

南海フェリーが運航する徳島和歌山航路につきましては、この間60kmの航路となっておりまして、現在約2時間の所要時間で、南海フェリーが1日8往復、運航されてございます。

この航路は、庄野委員がお話しのとおり、徳島と近畿圏の人、物の流れを担う公共交通機関でありますとともに、大規模災害発生時に陸上交通が途絶した際には、海上輸送ルートとして緊急物資、それから避難者の輸送を担うことができる重要な航路であると認識してございます。

一方、南海フェリーを取り巻く環境は、これまで全国共通料金化やETC導入などによる高速道路料金の割引でありましたり、最近では新型コロナ、それから原油価格の高騰など、厳しい状況が続いてございまして、現在の利用者はコロナ禍前の8割程度という状況になってございます。

こうした中、南海フェリーにおきましては、人件費、それから運航経費の削減、それとフェリーと南海電車が割安に利用できるチケットの発売など、収支改善に取り組まれながら運航を頂いているところでございます。

県におきましても、これまでフェリー航路の利用促進を図るために、トラックを対象に高速道路利用からフェリー利用に切り替えた際のフェリー料金の一部補助でありましたり、オンライン乗船予約や決済ができますシステム導入への支援、県産品が当たる利用促進キャンペーンの実施など、フェリーの需要喚起を図る取組を行うとともに、来年度におきましては、4月から万博会場の徳島県ブースの来場者に向けて、関西から本県へアクセスするための高速バス及びフェリーの片道料金を一律500円とするワンコインキャンペーンを実施することとしてございます。

この徳島和歌山航路というのは徳島と近畿圏の人、物の流れの重要な航路でありますので、引き続き、国、関係自治体と連携しまして、しっかり利用促進を図ってまいりたいと

考えてございます。

庄野委員

例えば、災害とかが起こった時に、物資を大量に、南の方に送るということになれば、海上輸送というのは意義のあるものだと思います。非常に重要な路線でございますので、南海フェリーが将来に向けて存続できますように、引き続いての御支援をお願いしたいと思っています。

そして、新ホールのことについて伺います。まず継続費の減額ということで、令和6年度の補正予算で198億円、言わば、現計画のホールを完全になくすというような予算になりますけれども、まだ、徳島市と協定もできていませんよね。まだこれからですよ。だから今の協定というのは、まだ生きているんです。だから影響は出ないと言っていたけれども、私は影響は出ると思います。ですから、この減額について、私は反対です。

あと、令和7年度の第1号補正予算案、補正予算額3億1,100万円についても事前に説明を受けたんですけれども、前々の議会で7億5,000万円を付けていますよね。それが今回3億1,100万円ですけれども、この中に事業者選定及び設計業務支援ということで2,905万円というのがあって、設計施工を担う事業者の選定を行うとともに、発注者の立場に立って、コストや品質等の管理を行う専門業者の支援を受け、工事費等の最適化を図るとあります。

この専門業者の支援というのは何ですかとこの前聞いたら、大体1,900万円で予定をしていて、プロポーザル方式でやるんだと。間違っていたら訂正してください。前回の藍場浜の調査はどこが行ったのですかと言ったら、前回は日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社が担っていると。それで今回はどうなのですかと聞いたら、プロポーザルですからというようなことがあったのです。

私は本会議でも言いましたけれども、これは株式会社日建設計の関連ですよ。知事が株式会社日建設計に行って、ホールの話からアリーナの話もして、いい話ができたとSNSに載せたんです。そうしたら、アリーナの話はしたけれどホールの話はしていないと、ずっと言いました。

でも、前回は、専門業者は日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社なんです。通常から言えば、前回、日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社というところが調査をしていたら、ほかのところは手を出せないと思います。

だから、余りにも不透明なやり方だと思いますし、先ほど来ありますけれども、県と市が協調してやるんでしょう。県市協調のホールなんだから、きちんと、さあやりましょうという合意ができてから本予算を付けていくというのが当たり前だと、僕は思います。

岡委員が言ったことは、本当にそのとおりだと思います。

今の話で、何かあれば言ってください。専門業者の支援というのは、どんなようなところを考えられているんでしょうか。

伊澤文化プロジェクト室長

庄野委員より、新ホールの設計に併せた設計業務支援に関して御質問を頂いております。

この設計業務支援につきましては、設計段階において専門業者の支援を受けて、コストや品質等の管理を行って工事費等の最適化を行うということで、県側の立場に立って、一緒に設計を見てもらうというような事業者になってまいります。

前回、旧文化センター跡地の計画における、この支援業務に関しましては、庄野委員がお話しのとおり、日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社をお願いしておりました。

今回、この予算に基づきまして、お認めいただいたのち、徳島市との一体的整理がございしますが、その後、これに掛かる際には、この支援業者の選定について、プロポーザルでの選定を考えているところでございます。

株式会社日建設計との知事のSNS発信等ございましたが、日建コンストラクション・マネジメント株式会社は、グループ関連ではありますが、株式会社日建設計本体とは資本関係は別ということになっております。

別だから、いい悪いというよりは、この度、この予算を認めていただいた後、プロポーザルをするに当たりましては、日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社かどうかというよりは、一般的なプロポーザル方式で広く公開して、業者に手を挙げてもらいたいと考えております。

なお、同様の業務を受けることができるようなホール関連のコンサルティング事業者は決して多くはないですが、全国に複数ございます。ですので、ここも当たり前の話ですけど、日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社を前提に、この業務予算を計上させていただいているものではないと思っております。

庄野委員

そうでしょうね。そうだったら本当に困ります。ただ、県民から見れば、いろんな視点で見られると思います。

だから、私は、せっかく造るホールが最初から変なことにならないようにしてもらいたいし、まだ今の段階でも、なぜ旧文化センター跡地の所にしてこなかったのかなと本当に思います。

ところで、先ほども出ましたけれども、前に付けた20億円のまちづくりの基金は徳島市に対する補償でも何でもない、純粹にまちづくりのために使ってもらいたいというお金だと言っておりましたけれども、徳島市は、皆本当に苦勞して、入居者の方々にもいろんな苦勞を掛けながら、中央公民館と福祉センターを壊したり、それから、いろんな関連の所を壊したりして、旧文化センター跡地を入れたら大体15億円余り、文化センター跡地の問題を置いておいたとしても、10億円以上のお金を使っているんです。

だから、このお金は、前の20億円とは関係ないというのであれば、もし仮に、徳島市が今度土地も返してくれと、それで今までの信義にもとっていないので、10億円の壊したお金も戻してくれと言われたときに、これをさせないために、現協定は県及び市の間における債権債務関係を規定していないこと確認するという。徳島市から何か補償してくれと言われたときに、新しい規定を作ったので、これをのんでくれたら一切文句を言うなということのためにわざわざ入れたんですか。こういうのは今までなかったではないですか。基本協定の中にも一つもないし、これだけ付け加えている。どういうことなのですか。これ

は余りにもひどいではないですか。

現協定は県及び市の間における債権債務関係を規定していないことを確認すると、こんなものを協定の中に入れるんですか。これは何のことなんですか。案とあって、表には何も書いていないけれど、これは基本協定に基づいて、建設用地変更に伴う現協定の取扱い等について、建設用地を変更したことによる債権債務関係は一切規定していないということなので、とにかく徳島市から県に文句を言うな、これがあるから、裁判しても徳島市は協定を巻いたのでしょうと言われる根拠になると私は思いますが、どうですか。

伊澤文化プロジェクト室長

庄野委員より、現協定の整理案の記載内容に関してお尋ねいただきました。

案の中にあります、現協定は、県及び市の間における債権債務関係を規定していないことを確認するという項目でございますが、この部分につきましては、飽くまでも現協定の中に、県市の間における債権債務関係の規定がないということを確認したものでございます。

直接的な賠償の項目ですとか、損害の扱い等に関して、現協定の中に第三者に対する損害については、しっかり対応するという規定はございますが、県市同士の部分というのはございません。

そのことを確認しているという、県市協定の位置付けの相互確認という形になっております。

庄野委員のお話にありましたが、これを認めることで、今後県市協定に絡む、例えば訴えですとか、賠償請求ができないかと言いますと、その権利も含めて債権債務の状態をこれで制限を掛けるものではないと認識しております。

これは、県市の間に限らず、第三者からの権力の行使というものも含めて、この記載で制限するものではなく、飽くまで、この県市基本協定の中身はこうですということを、相互で確認した位置付けでございます。

庄野委員

それは私は違うと思います。ここに規定するということは、もし仮に裁判になった場合にも、県としても、巻いているのではないですかと。これは大きな根拠になります。

だから、あえてここでこれを巻くということは、白紙ではなく、巻き直したという連続性があって、それで新たな協定を作って、この中にこれを入れるということは、もう文句を言うなということなんです。私はそう理解します。

もし仮に、継続費の令和 6 年度減額補正をしたら、今の場所での建設の根拠を失ってしまいますけれども、今まで、県は幾ら使ってきたのですか。

徳島市の負担額は、おおよそ分かります。県は青少年センターから始まって、基本設計、実施設計の 8 億円も含めて、一体幾らどぶに捨てたら気が済むんですか。損失は。県民の貴重な使えるお金を幾らどぶに捨てたんですか。

伊澤文化プロジェクト室長

庄野委員より、旧文化センター跡地周辺における新ホール整備のこれまでのコストに関

してお尋ねいただいております。

現地におきましては、事業者選定から基本設計、実施設計というところまで進んでいる状態でございます。

あと、関連の敷地内の埋蔵文化財調査等も行っております。総額で約15億円を超える額がこれまで支出されている状況でございます。

庄野委員

結局、15億円も支出して、それで徳島市のまちづくりにも20億円、それだけでも35億円。建設費が幾ら安くなっても、一つも安くなっているわけではないではないですか。むしろ高くなります。

もうずっと言っておりますけれど、今まで苦勞して、何年も掛かって、多くの方々を巻き込んで、県と徳島市でやらないかということで、信義を重んじてやりませんかと言ってきたけれど、全然、信義を重んじていないではないですか。

それで、たくさん徳島市にもお金を出させて、県もたくさんお金を使って、それでできる所が県民の憩いの場所である、御成婚広場と言われる藍場浜西公園エリアです。都市公園を潰す。そしておまけに、地下の駐車場も潰してしまう。

郷土文化会館でちょっとしたイベントがあったら、駐車場は全部満車です。

定期的に駐車している人もおいでると聞きました。だから、そんなこと言っていたら、あそこで置けない。周辺に置いてくれと言っても、現在の徳島県では、車で来るという人もかなりおります。そんな所に無理無理に造って。

皆さん方は、特に伊澤文化プロジェクト室長は、前の計画から始まって、ずっと苦勞して造ってきているので、私はあなたを責めるつもりは全然ありません。本当に随分真面目にやってきているという気持ちがあります。

前計画から含めて、今の計画も含めて。大変な仕事をして、それで損失は先ほど言われた、県が15億円とおっしゃったんですか。それだけじゃないのです。その前の計画を作るために、県の職員も含めて、徳島市の職員も含めて、いろんな県民の方々の協力を得て、どれだけの時間と労力と、お金を使ってやってきたのか。目に見える損失はそれだけかもしれないけれども、県の職員も残業しているでしょう。本当にその分のお金がいっぱい掛かっている。大事な大事なお金をどぶに捨てるのと同じなんです。すごいお金ですよ。そういうことを知事は本当に分かっているのかなと思います。

国の大きな予算を審議していたので、10億円や15億円は、微々たるものと認識しているのかも分かりませんが、大変貴重なお金です。簡単に、計画変更したからそれぐらいは仕方ないというお金でないんです。

それで、徳島市からは有り難いという声ではなくて、徳島市と県市協調と言いながら、徳島市はどんな役割をするんですかと言ったら、明確な答えありませんでしたけれども、県市協調ですらんだったら、基本協定の中身にしても、先ほども言ったけれど、もう少しきちんと手順を踏んでしてくれないと私は困ると思います。

岸本委員長

午食のため、委員会を休憩いたします。（12時01分）

岸本委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

それでは、質疑をどうぞ。

庄野委員

午前中に引き続いて、もう少し聞かせていただきたいと思います。

資料 1－2、基本協定の案なのですが、第 6 条に施設の集約化というのがございます。新ホールには旧徳島市立文化センター、旧徳島市中央公民館及び旧徳島県青少年センターの一部機能を集約するとあるのですが、これだけの機能をあの場所で、あの建物で、どのくらいの集約を考えられているのか聞きたいのです。

去年の 4 月に頂いた、前の徳島文化芸術ホールの実施設設計です。客席が 1,804 席で、小ホールが 307 席で、舞台とか楽屋とかいろいろあって、その他の所に、多目的スタジオ 301㎡、控室が 2 室、活動室 1 が 59㎡、活動室 2 が 129㎡、活動室 3 が 63㎡、活動室 4 が 74㎡、その他エントランス、カフェ、トイレ、授乳室、事務室、中央管理室、警備室、機械室、駐車場 166 台、駐輪場 110 台などと書いてあります。

前々からこんな小ホールも造れないような所に機能移転できるのかという議論がありましたけれど、これらの機能をあの狭い場所にどうやって、どのくらいの機能を持たせることができるのかどのようにお考えですか。

伊澤文化プロジェクト室長

庄野委員より、藍場浜公園西エリアでの新ホール整備の考え方に関してお尋ねいただきました。

藍場浜公園西エリアにおける新ホール整備におきましても、大ホールと諸室として会議室ですとか活動室、また多目的スタジオ、多目的スタジオ等に付随する控室ですとか、もちろん大ホールがあれば、そこには大中小の楽屋ですとかが出てくることになります。

このあたりに関しては、ホール機能として設けていないと、そもそも劇場として使えなくなりますので、今の計画にも書かせていただいているところでございます。

あと、駐輪場、駐車場の話もございました。駐輪場についても設けますが、まだ具体の台数が出ていない状況です。

駐車場についても主催者駐車場、障がいのある方の駐車場、搬入・搬出用駐車場等は設ける上で、一般来館用の方の駐車場対策やアクセスについては、今後更に検討を深めていくという段階にあります。

敷地の面積としましては、旧文化センター跡地と比べますと、かなり狭いという状況でございます。旧文化センター跡地におきましても、あの敷地面積全部を使って建物を置くというよりは、旧中央署跡地が駐車場、また寺島公園があり、そこから中央公園に掛けての部分にホールの建物があるわけですが、藍場浜公園西エリアにおいては、そういう余裕のある配置というよりは敷地をフルに使いきるような計画にはなってまいります。必要となる機能、諸室については、そこの中に置けるというような形で、さきの調査モデルプランの中에서도見えてきておりますので、今後モデルプラン等もベースに要求水準等も固めて

設計作業に進んでいくのかなと考えるところでございます。

庄野委員

当初予定していた所に配置することになっていた代替機能が戻せるというようなことにつきましては、私はもちろん面積が全然違うのでそれは無理だろうというように思います。

でも、機能を持たせなければ、なかなか県市協調のホールということにはならないので、そういうふうを持たせるということなのでしょうけれども、かなり無理があるなという気がしております。

皆さんも見られていると思うのですけれども、前のホールの実施設計は非常によくできています。前のホールを小ホールも含めて造って、寺島公園があって、旧中央署跡地に駐車場を配置しているというような、こういうものを県が作ってくれています。通る人の憩いの場になるという気はしていました。これが完全に無くなるかもしれないというので、非常に残念な気がいたしております。

それと、J Vの補償金の話が出ていましたけれども、これは幾らぐらいになるかは分からないのですか。何か支払わないといけないという可能性もあるのでしょうか。そうなったらその分またオンされるわけですね。

伊澤文化プロジェクト室長

庄野委員より、J Vと県との関係性についてお尋ねいただきました。

J Vとも旧文化センター跡地での新ホール整備で基本協定を締結しておりまして、先の本会議での知事答弁にもありましたが、現在その協定も解除に向けた協議を行っているというところでございます。

違約金、補償金等のお話でしたが、今現在J Vとの間におきましては、その協定上、実施設計を終えて関係法令の申請を前にする段階で止まっているというところでございます。

これが工事契約途中でありますとか、また設計業務の途中で打ち切って、そのあたり成果に対する支払等で争っているというような状況であれば何らかの違約金、また遺失利益等を求める請求等がある可能性がございますが、現時点J Vの間では継続中の契約業務というのがございません。

その上で基本協定の扱いに関して、県のほうから解除というようなお考えをお伝えした上で現在、共同企業体各事業者の中で、その解除に向けたJ V内での話をしているところでございます。

現状、現時点におきまして、違約金、遺失利益等の請求はないというところでございます。

庄野委員

現時点で請求がなくても、それは0%ではないでしょう。

それと、それこそ信義の問題です。相手がJ Vですから公共の事業等を発注される側ですけれども、少なくともJ Vに参加している人には迷惑が掛かっていますよね。

例えば、それぞれの会社もスケジュールがありますから、この時期はここの工事をしなければいけないかもしれないということで、他の契約をしなかった可能性もあります。参加しなかった可能性もなきにしもあらずです。

また、そういうことを考えた上で、徳島県はいい加減なところだと思われたいような形で決着をつけないと信頼をなくす可能性があります。

だからそこらは、それも徳島市さんと同じように、丁寧にやっていかないと私はいけないと思います。

お金の請求がないからうんぬんという話ではなく、契約、信義則の問題ですから、十分注意していただきたいと思います。

それと、藍場浜で造ろうとしている新ホールの予算なのですけれども、現在の旧文化センター跡地の契約額が実施設計の時に、198億円が上限の設計ということであったように私は聞いたのですけれども、今度は154億円が上限の実施設計になるのですか。

伊澤文化プロジェクト室長

ただいま庄野委員より、新ホール整備のコストに関する御質問を頂きました。

旧文化センター跡地における198億円については、工事費と工事管理費等を合わせた金額という形になってまいります。

設計におきましては、当初の参考金額といたしますか、予定金額194億円として、194億円で成果が上がってきているという状況でございます。

藍場浜公園西エリアにおきましては現在、早期整備プランの中ではさきの調査モデルを参考値として、142億円プラス関連工事費12億円の154億円という形で工事費の算定を示させていただいております。

これが令和6年4月ベースの調査モデルとなっております。これを参考値としているわけですが、今後、事業を進めるに当たりまして、まずは徳島市との一体的な整理、協定等の一体的な整理を目指す、その上で今後、予算執行を伴って事業者選定や設計確定というふうに入っていくわけなのですが、最終的にはその時点において、要求水準をくくる段階で最後の参考値、参考金額というのが出てくるのかなと思っています。

ただ、今現在、調査モデルとして154億円をお示しさせていただいておりますので、これがベースになってくるという認識でございます。

庄野委員

当初、本会議で100億円と言っていたのです。今聞いたら、現在の状況をベースに154億円というけれども、後々になると幾らになるか分からないというのではいけませんよ。

人件費も上がっているし、物価も上がっているし、資材費も上がっています。そんな中で、無理くり今の案にねじ曲げて変更しようとしています。まだまだ上がるかもしれない。ますます上がって、資材が上がっているから200億円になりましたというのは通らないです。前々から言っていることですから、そんなものは説明が付きません。

もう、どんどん最初から、実施設計まででてきているものに手を付けずに無理やり建設地の変更までしてきたプランです。だから、時代の移り変わりで、これだけのお金が余計になりましたので認めてくださいといっても、それは無理でしょう。

だから、そこは154億円をベースにきちんと設計してください。そういうふうに申し上げておきたいと思います。それで県民の皆さん方が、いいのができたなと喜ばれるようなホールを造れるようにしてください。要望して終わります。

古川委員

何点かお聞きします。

まず最初に、先ほど説明のあった補正予算の関係ですけれど、継続費を全額落とすということですが。

伊澤文化プロジェクト室長からは直接的な影響はないということなのですが、何が直接的かどうかというのもあるのですが、全く影響がないということは、僕はないだろうと思ってしまして、特に気をつけてほしいのはJ Vとの関係です。

今まで待ってもらっているので、できるだけ早くはっきりさせてあげてほしいなと思いますし、予算の裏付けをなくすわけですから、落とすに当たってしなければいけないのは、フォローです。フォローは絶対必要だと思っていますので、そのあたりはどうなのですか。

伊澤文化プロジェクト室長

古川委員より、新ホール整備のJ Vに対する対応に関してお尋ねいただきました。

J Vとは基本協定を締結して、従来旧文化センター跡地で新ホール整備を進めてきたわけですが、県の方針転換に伴って協定の解除に向けた協議というのを今、行っております。

現状としましては、J V内各事業者での意見のまとめといいますか、協議中ということでございます。

ただ、県の対応として随時、県の方針、また考え方、議会での御議論の状況、その結果は代表企業である熊谷組を通してですが、J Vのほうにもお伝えをしているところでございます。

また、今回の協議につきましても、県のほうから強制的なお願いというわけでもなく、また解除に向けた協議につきましても、どこかで期限を切ったお願いをしているというわけではございません。

解除といいますのは県の考えではございますが、そこに向けた企業体内での協議、議論というのは制約を設けずしていただいて、その結果を見て、また県として対応していきたいというところです。

古川委員

J Vに対して一定の配慮はしていかないといけないという認識ですので、これだったらここで直接的な影響はないみたいな言い方をせずに、J Vの方には迷惑を掛けられると思いますけれど、しっかり対応をしていきたいというような言い方をしたほうがいいと思います。

そのあたりの配慮はお願いしたいと思いますし、先ほど庄野委員からもあったように、違約金というか迷惑料というか、そのあたりも早くはっきりさせて、本当に不透明な形で

決着をさせるのが一番良くないと私は思っています。

だから、本当にきちんとした明確な形で、出すものが要るのなら出すと、これで明確にやってほしいと僕は思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あとは話がかわって、来年度予算の関係で1点、事前委員会でも聞いたのですけれども、徳島県の認知度を上げていくというのは大事だと思います。認知度をしっかりと上げていって徳島県に人を呼び込んでいく、これはどちらかというと西日本は割といいのですけれども、東日本は弱いと思ひますので、今回首都圏を中心に集中プロモーションをやるというのは僕は賛成です。認知度をしっかりと上げていく、情報の発信地でもある首都圏をターゲットにやっていくというのはすごく効果があると思ひていて、ここはしっかりと進めていってほしいと思ひます。

事前委員会でも言ったのですが、これは専門知識がいるので、県職員だけで決めるのではなくて、しっかりと専門家の意見を聞いた上で進めていっていただきたいということで、これもお願いしたところですが、期間があつて付託委員会にもなりましたので、もう一回そのあたりの取組の方針を聞きたいと思ひます。

喜羽観光政策課長

古川委員から、東京での集中プロモーションの事業について、認識というところがございます。

今回は首都圏の主要ターミナル、それから阿波おどり会場を戦略的に活用するというのを考えておまして、観光コンテンツのほか、食や物産などの一体的な発信をしたいということで、徳島の魅力を広報につなげるとともに、メディアを活用してプロモーションを図っていく。県が運営するSNS等のクオリティの向上やテレビや映画の活用、そして徳島を売り込むための支援制度の創出などを実施していくことを考えております。

古川委員からの専門家の意見を十分お聞きしてというところなのですが、来年度に向けて戦略的な情報発信ができるように専門家の意見を聞き、具体性について今準備中でありまして、整い次第、専門家の意見をお聞きしたいと思ひているところでございます。

古川委員

今の時点でなかなか詳しいことも言えないと思ひますので、分かりました。

委託料だけで2億1,900万円とかなり大きい額ですので、首都圏のターミナルのサイネージを使うということで、これは効果が出るかどうかというのは、本当になかなか難しいところだと思います。高いけれども、どれだけ効果が出るかというのは難しいと思うので、サイネージだけの効果というよりも、その話題性での波及効果のほうが大きいと思ひます。ですから、できたらそのあたりを狙ってやってほしいと僕は思ひていて、専門家とよく話をして進めていっていただきたいと思ひています。

あと首都圏での阿波おどり会場をという部分については、初年度からそんなにお金を掛けなくてもいいかなと思ひています。お金を掛けなくてもできることはたくさんあると思ひます。なので、とにかくまず現場に担当が行く、これは1年だけではなく毎年行く。ある程度行って、まず担当が肌感覚でつかんでほしいと思ひます。

私も何年か前、南越谷へ行った時は東京本部が中心だったので、コンビニの駐

車場の一角を借りて、ほとんど明かりも付けずに長机を並べてパンフレットや物産を置いていました。明るいうちはまだ分かるのですが、暗くなって、どこの何をしているのか全然分からないような状況でやっているのです。

だから、徳島のきちんとしたサインだけでも出して、それを明るくして見えるようにするだけでもかなり効果はあると思います。そんなにお金の掛かる話でもないです。

たくさん来ています。高円寺だったら徳島みたいに栈敷は作らずに、道端にござるをばつとひいて、そこに人が座っていっぱいなのです。

阿波おどりの連がはけた時に、ボランティアの人がごみ集めに来てくれたのです。私も一緒にボランティアに参加して、ごみ集めもしました。

高円寺には徳島から有名連が三つくらい来ていたのです。徳島の連が来ると歓声は一段と高くなります。東京の連も上手なのですけれども、レベルが一段二段違うのです。

なので、有名連にもお手伝いしてもらおうというのは大事なかと私としても感じますし、祭りなので、地元の自治体、市長とか区長とかが中心になるのです。知事は来ていないのです。神奈川の大和にしてもね。ただ、結構大物の国会議員は来ています。大物の国会議員は来ているので、後藤田知事も行ってもらえばいいと思うのです。

そのあたり、いろいろ工夫をして、まずは地元でなく現地に行って、1年で変わるような人が行ったらいけないです。何年かいるような人に行ってもらって、それできちんと実感を持って、いろいろやっていったほうがいいかなと思います。そのあたりもお願いしたいと思います。

今回このまちづくり・魅力向上対策特別委員会は最後なので、ホールのことについて、もう一回だけ話をして終わりたいと思っているのです。

ホールについては、この間の県政に関する一般質問の中では、今回の藍場浜に行くというメリットは何かという質問が出ました。三つくらいメリットを言って、あとは狭いところでコンパクトにやっても機能はいいのだみたいなことを長々と言っていたと思うのですが、もう言えなくなったのか、三つの中に安くなるというのが入っていないのです。実際、庄野委員も先ほど言ったように安くなっていないのです。

このホールの問題は、元々は、今の現計画の機能が悪いので変えるという話ではないのです。変な計画だったからやめるというのではなくて、高すぎるからもっと大ホールも狭くして小ホールもなしにしてコンパクトに安くしないかというのが、元々の考えでしょう。

けれど、それが安くなっていないじゃないですか。40億円変わったらいいと思うのですが、実質40億円ないじゃないですか。まだこれから現計画なら要らない設計費もこれから何億も、7億5,000万円ですか、積んでいくわけでしょう。

補償の代わりとは言わないですが、20億円も余分に積むわけでしょう。その差は12.5億円じゃないですか。

地下の駐車場もさっき言ったように、あわぎんホールで何かあった時には地下の駐車場が足りないと言っているのに、地下の駐車場も3分の1か半分くらい狭くなるわけでしょう。

そういうような状況で、しかも先ほどの話を言ったら、片や現計画の実施計画もできた上の額ですよ。ここは概算の額でしょう。物価高騰は別にしても、僕の行政経験からいう

と、多分、今の概算の額というのは抑えようとして、かなり無理をした額だと思うのです。実施設計が終わった時にどうなるか。逆転なんかしたら、はっきり言って目も当てられません。

そのあたりを言いたい。元々の考えはそうだったのですから、それが無理なのだったら元に戻すというのが大人の判断だと思います。

今から言っても多分戻らないだろうと思います。あとメリットで早くなるというのは言わなかったですね。

県民が一番望んでいるのは、早く造ってほしいということです。メリットは早くなる、何と言ったのか、埋蔵文化財の心配がない。まあそうですね。埋蔵文化財の心配がないのだらうと思います。現計画で埋蔵文化財を調査して、すごい物が出てくるから長いこと掛かるかも分からないと言うけれど、そのあたりの根拠も示さずに、今までだったら10か月とか6か月で調査できているものを、ここは何年も掛かるのだみたいなことを言って、それで引き延ばした。これはいかななものかと思うわけです。

あと、メリットで何を言ったかな、人の流れを言いました。事前委員会で言ったように、徳島県とか田舎の場合は車で行って車で戻る、ここを何とかしなければ変わっていかないと思うのです。今まであるホールを見ても何もない、飲食店が周りにいっぱいできているというような状況ではないです。

そこを変えていくという動きも余りないし、今言うのはホールとか、鉄道高架とアリーナみたいなことを言っていますけれど、鉄道高架にしてもしかりです。鉄道高架をしたから、じゃあ本当に民間投資があって人の流れが変わるのか、これも言い切れないなと僕は思っています。

アリーナが駅の近くにできたら、それはちょっと変わるかなと思いますけれども。鉄道高架にしてもアリーナにしても、これこそ徳島市でかなりお金を出してもらわないといけない話です。これはもうなかなか難しいと思います。

特に徳島市議会の予算の承認がいるわけですから、これはなかなか難しい話で、そうなってくるとホールを1本にして街づくりを変えていくんだみたいなことを言っていますが、多分、僕はホールができて今までどおりなのだろうなと思っています。

水都のランドマークに至っては、はっきり言ってこれは何を言っているのかよく分かりません。水都のランドマークになったら何がどうなるのかということが僕は本当に余りよく分からない。

この三つでしたね。埋蔵文化財の心配がない、人の流れが変わる、水都のランドマーク、あとは舞台と客席が近くなっていいのだとか言っていましたけれど、それだったら現計画を修正したほうが、よほど安く済むと思ったりもする。

言っていることが、あとで何とかという感じで努力、苦心の跡は伺えますけれど、はっきり言って説得力がないと思います。

高松市のようなことを考えているのかと思いますけれど、高松市と同じことをこれからやって同じようになるのか、うまくいくか、皆さんもはっきり言って思っていないでしょう。

そんな簡単なものではないではないですか。社会的条件も全然違うし、ましてやこれからの時代の流れも全然違うわけですから。

鉄道高架なんか20年近く掛かる事業でしょう。そういうことを考えたら、今からやって同じようになると思っているほうがおかしいと思います。

皆さん言わなくても分かるでしょう。当然、人口減少、特に現役世代が急激に減少していく時代ですから。これから減っていくのですから。

JRだけでなく、自治体の存続もどうなるかというのをシビアに検討していかなければいけない時代が来るわけですから。そのあたりの認識、危機感を皆さんは持っていると思います。

この場では出したらいけないと思っているかも知れませんが、そういうことを考えると、ここは今までどおり、小ホールもあり、大ホールも1,800席、地下駐車場も潰さない案のほうが、僕は間違いなく現実的だと思います。

ということで、これもいつも言っているのですが、県民の方は今の藍場浜案が通ったら、やっとなできると思っているかも知れません。設計まではできるでしょう。その次はどうなるか分からないでしょう。本当にできるのかどうか分かりません。

前もできかけた時に遠藤市長が一期目に通って、ひっくり返ったわけでしょう。内藤市長が通って、遠藤市長の案がひっくり返ったわけでしょう。あの時、遠藤さんとか内藤さんが2年前に出るとか言っていたのか僕は分かりません。そのあたり調べていませんけれど、どうなるか分かりません。一度あって、二度あって、三度ある可能性も十分あるわけですから。僕は最初から、同じことの繰り返しは県ではするなと言っています。

ということで、多分、今までここまで進んできたので、やめるとなると逆にまたいろいろな問題が出てくるので難しいのだろうなというのは理解していますけれども、県民の方には、なかなか伝わらないのですね。毎回、委員会で言っていますけれども、なかなか伝わらない。これは大きな判断ミスになるだろうと思っています。

川真田委員

私もホールの件で質問させていただきたいと思います。

質問の前段、先ほど岡委員から、もっと徳島市と話すべき、ワーキンググループをするべきと。私ももちろんそうと思いますが、去年、今年、経済委員会、また、このまちづくり・魅力向上対策特別委員会、また去年は、総務委員会で、委員として委員会の場にいらしていただいた時に、議会より先にワーキンググループをするなよ、徳島市との話合いというのは、議会に先に全ての情報を開示してからしてくださいよという言葉の中、私は県としては一日も早く、またでき得る限りの順序をたどってきたのだと思っています。

ただ、結果論として、もっと話合いをしておくべきだったことは、私も岡委員と同じ考えでございます。

またこれも重ねてになります。先ほどもありましたし、経済委員会でもありましたが、縣市基本協定の中にはお互いの権利義務、損害賠償請求など債権債務関係を定める規定や記載は無い、そしてこのことを徳島市と確認したとの説明がございましたが、一方で、これもさきの経済委員会で立川議員さんが委員外質問で、財産譲与契約には損害賠償の規定があると。

ここで協定と契約が、それぞれ別の物であるということは分かりますが、今後この土地の滅失や毀損、土地に関する損害の有無についても徳島市と確認していくべきだと思います

が、このあたりをもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

伊澤文化プロジェクト室長

ただいま、川真田委員より、県市基本協定と財産譲与契約に関する御質問を頂きました。

従来の旧文化センター跡地における県市基本協定につきましては、県と徳島市とお互いへの権利義務ですとか損害賠償とかの債権債務関係を定める規定とか記載がないという状況でございます。

県市基本協定が、県市それぞれの役割分担を取り決めたものということから、協定は債権債務関係を規定したものではないという考えでございます。

一方で、お話にございました財産譲与契約につきましては、対象になります土地が4筆ございますが、この土地という財産の譲与に関する契約ということで、この契約に規定されています損害というのは、この土地に関するものと県としては解釈しております。

一般論になってしまいますが、土地に関する財産譲与契約で損害といいますと、川真田委員がおっしゃいましたように、土地の滅失とか、本来だったら、譲与しなければ生まれていたような利益があったら、そういうようなものが対象になってくるのかなと考えております。

今現在、徳島市からは具体のそのようなお話というものがございませんが、徳島市が解除権を行使して、県として土地を返還するという段階においては、もちろん改めて徳島市と、このあたりも確認の上、契約にのっとって対応していきたいと考えてところです。

川真田委員

県としては、それぞれの内容を整理されていることが分かりました。是非とも徳島市としっかりと、その点も協議していつていただきたいと思いますと思っております。

次に、徳島市の負担額についても伺いたします。

昨日の徳島市議会の委員会でも、ある委員から、徳島市は軽微な費用だということだが、慎重に臨まないと後々禍根を残すことになるというコメントも含まれた中で、改めて旧文化センター跡地の整備計画の中では、徳島市については、その負担額として徳島市有地提供による負担を含め、25億円から30億円程度を見込んでいると書かれています。

そこで新たな今回の協定では、徳島市の負担については、いわゆる少額の事務費的な経費となるのか、ここをもう一度確認させてください。

伊澤文化プロジェクト室長

川真田委員より、県市基本協定に基づく県市の負担に関してお尋ねいただきました。

私もさきの経済委員会において、徳島市の負担に関して、事務費的な内容になるという形でお答えさせていただいたところでございます。

川真田委員のお話にもありましたとおり、旧文化センター跡地での整備基本計画の中では、これは旧文化センター跡地での計画の話にはなりますが、徳島市は土地を含めて25億円から30億円程度の負担を見込んでいるというような記載があったかと思います。

ただ、今回お示ししました藍場浜公園西エリアでの新たな県市基本協定の案の中では、

徳島市としましては、具体的に従来の計画のような従前施設の解体ですとか、大規模なインフラの移設等が役割としてございませんので、藍場浜公園西エリアにおいては、事務的な経費程度、そう大くない金額で徳島市の負担となるのではないかと考えております。

川真田委員

御説明していただいた内容で、分かりました。

つまりは、徳島市の負担額というのは、事務的な経費が想定されるということなので、大きな額になるということは考えにくいということでもいいのかなと思います。

とすると、この新ホールが整備されることで、徳島市の受けるメリットは、どう考えても私は大きいと思います。

前段の私の意見も踏まえて、言葉を借りる形になりますが、今後も県と徳島市が協調していろんな施策と一緒に作っていく上で、徳島市に本気度、覚悟を今後、期待したいと私は思いますし、県としては、今後ともしっかりと徳島市との協議をお願いいたします。

井下副委員長

先ほど、質疑の中でいろいろあったのですが、一つ気になったのが、元の計画というか、現計画というか、青少年センター跡地の計画なんですが、ここに作る可能性というのはゼロということかどうか、できたら知事戦略公室にお答えいただきたいのですが、どうですか。

伊澤文化プロジェクト室長

従来の旧文化センター跡地における新ホール整備の計画に関しての御質問でございます。

県においては、現在、新ホール整備について、藍場浜公園西エリアを建設地として整備を進めていくという方針であります。

旧文化センター跡地における計画につきましては、今定例会での補正予算でも継続費の減額等ございますが、もちろんこの減額によって、計画が強制的に終了につながるというものではないと考えております。

ただ、計画、協定、また協定も現在、県市の協定と J V の協定、両方まだ存続しております。

ですので、まずはこれを一体的に整理しながら、併せて藍場浜公園での整備を進めていきたいと考えております。

井下副委員長

私は知事戦略公室に答弁をしていただきかったのです。なぜかといいますと、基本的に徳島市との窓口は知事戦略公室がやっているのですよね。

その中で 2 月に入ってから打合せの議事録も読ませていただいたのですが、まず白紙の認識についても、今の現計画がゼロなのかどうなのかという大前提がないと、当然話ができないと思うのです。

それで、これは私の意見ですけれども、現計画地に作る可能性がゼロなのであれば先ほど岡委員もおっしゃっていましたが、実質協定は白紙になっている状態だと思います。

それを考えた時に、白紙にする、しないとかいう話を、2月13日にしています。そこで認識を確かめたいのですけれども、この中で現協定を白紙に戻し、新たな協定を締結すべきと、徳島市議会の意見を可能な限り尊重した手続を行う必要があると徳島市がおっしゃった後、白紙に戻すというのは、何もなかったどうのこうのという、言葉遊びに聞こえるような部分です。

ただ、ここで言っている白紙というのと、徳島市が言っている白紙に戻すというのと、終了というのとは何が違うのか、もう一回教えてください。

伊澤文化プロジェクト室長

井下副委員長より、県市協定に関する御質問でございます。

白紙といいますのは、まず県の認識としましては、何もなかった元の状態に戻るという認識であります。

ですので、現協定の考え方や理念、特に県市協調で整備することなどについては、引き継いでいきたいというところです。

その意味で、県としましては白紙にする考えはないとこれまで申し上げてきたところです。

この度、御報告、御説明しました今後の協定の扱いにつきましても、現協定は内容等を整理して、新たな協定に引き継ぐ形として、新しい協定では、引き継ぐべきものを受け入れて、それを中身として含めた形の案となっていると考えております。

井下副委員長

徳島市議会が求めているのは、現協定を白紙に戻し、新たな協定を締結するべきということを行っているのです。

だから、白紙に戻しても、次やりましょうねということを行っているのにもかかわらず、白紙に戻すという表現を使っても別に県は何の問題もないんじゃないですか。

だって、同じようにそこを合わせて、信頼をしきっていないのかどうか分かりませんが、白紙に戻したら次がないと思っているのであれば、協定も一緒にやっていくというのは何となく分かるのですけれども、この辺の認識は、少しずつずれていくと、大きい認識のずれになるんじゃないかと思うのです。

それと、改定についてなんですけれども、改定に関しても、言った者勝ちみたいになっていませんかとか、やったもん勝ちになっていませんかとっております。

そこで1点お伺いをしたいのですけれども、元々の協定の中で、第7条の5項に、新駅の設置についての表記があるのです。県及び市は、新ホールを始め周辺公共施設へのアクセス向上を図るJR牟岐線への新駅設置について、JR四国と連携し、その実現に努めると現協定に書かれておりますが、新駅の設置というのは、生きているのですか。

桂野まちづくり室長

ただいま井下副委員長より、新駅について質問を頂いております。

新駅につきましては、令和5年6月定例会におきまして、新駅中止について表明しており、今後、新ホールの整備の動向を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

井下副委員長

ということは、新駅の設置については、中止は表明したけれど生きているということなのでしょうか。生きていないのであれば、当然改定をしなければいけないと思いますし、生きているにしても、徳島市との合意が取れた上で、中止だというスタンスを取っていらっしゃるのでしょうか、というところをお伺いしていいですか。

桂野まちづくり室長

ただいま井下副委員長より、徳島市との合意によって新駅の中止を決めているのかどうかというところの御質問を頂いております。

新駅につきましては、協定の中にもありますように、設置に努めるということで協定を結んでいるというところでございます。

それで、先ほども申しましたとおり、新ホールの整備の動向に併せて、この協定に関する履行を、徳島市との合意の下で進めたいと考えています。

井下副委員長

でも県は中止を表明したわけですね。表明しましたよという話は、協定書に基づいて、当然ながら徳島市との合意は取れているわけですね。それを話したものは何かありますか。

桂野まちづくり室長

ただいま井下副委員長より、新駅中止についての徳島市との協議、そういったものが存在するかとの御質問を頂いております。

徳島市との協議につきましては、事務的には進めているところではありますが、公式には記録したものは今のところございません。

井下副委員長

ということは、既に2年前の6月か9月ぐらいの時点で、この基本協定に関して、県が一方的に中身について、協議もせずに表明している部分があるという認識でいいですか。

岸本委員長

小休します。（13時52分）

岸本委員長

再開します。（13時53分）

桂野まちづくり室長

ただいま、新駅の中止についての御質問を頂いております。

新駅につきましては、令和4年7月にJR四国から、旧文化センター跡地への新ホール整備等を前提に了承いただいております。今回、新ホール整備箇所を旧文化センター跡地から藍場浜公園西エリアに変更するに伴いまして、新駅設置の前提条件を満たさなくなるというところの認識でございます。

先ほども申しましたように、新ホール整備の動向を見まして、正式に徳島市と事務手続きを取り交わしたいと考えております。

井下副委員長

何が言いたいかというと、要は協定書の取扱いに関して、これまでずっと、どう考えても県のほうが先に走り過ぎて、余り協定書を重視せずに来たのと違いますかということです。それが大前提であるので、今言っているみたいな、白紙であるとかのずれの部分ですか、なかなか、正直な話、もうさっさとしまししょうよと思っはいます。

その中で、自分が賛成討論をするときに、実際ネタがないと言えないのですけれども、現時点で賛成できるネタがないのです。

その元にあるのは、ずっと言っていますけれど、信頼関係も含めた徳島市との調整ができていないのに、予算付けして走っていつているところにあるんじゃないのかと思います。

それと継続費に関しても、198億円をゼロにするということなんですけれど、ゼロにする理由の中に、どこかの委員会で出たのか、事前の説明で聞いたのか忘れましたが、去年の9月の議決があって、現在の新しい計画が前へ進みだしたというのも要因の一つです。みたいな説明を受けたのですけれども、僕もうろ覚えなので、ここの部分を誰か説明していただける方いますか。

伊澤文化プロジェクト室長

井下副委員長より、新ホールの継続費に関する御質問でございます。

この度の継続費の減額補正につきまして、まず新ホール整備の方向性として、さきの9月定例会におきまして、藍場浜公園西エリアにおける新ホール整備の関連予算をお認めいただいていることが、まず一つございます。

あと、1月20日までパブリックコメントを実施しておりました早期整備プラン、藍場浜公園西エリアにおける新ホール早期整備プランの最終的な案を今定例会で御報告させていただいている状況であること。

また、継続費ですので、今、この継続費自体、実質工事費の予算が計上されていない状況でございますが、令和7年度に向けた当初予算の中でも工事費の計上をしていないという状況、これらを踏まえて令和6年度の補正予算で減額させていただきたいと考えるところでございます。

井下副委員長

その9月の予算なんですけれど、私は反対討論もさせていただきました。

これが9月の議案で出していただいた資料なんですけれども、新規事業で、藍場浜公園

西エリア新ホール整備事業というのが上がっています。今回、新規事業というのは取れますけれど、同じ名前でもう一回、同じように上げています。この二つの議案について、お尋ねしたいんですけど、9月に県議会でもいろいろ議論があって、私も反対討論した予算なんですけれど、これは生きてるんですか。それとももう1個、今回出してきたこの予算はタイトルは一緒ですけど、議決したものと同じものなのかどうか、お答えしていただいていいですか。

伊澤文化プロジェクト室長

井下副委員長より、新ホール整備の予算に関しての御質問を頂いております。

この藍場浜公園西エリアの新ホール整備事業として、同一の事業のものとなっております。

井下副委員長

同一のものであるかもしれないけれど、議会を通したものかどうかを答えてください。

伊澤文化プロジェクト室長

新ホール整備の事業に関して、既に議決いただいているかどうかという点におきまして、一つは令和7年度の1号補正として予算を提出させていただいているものですので、今定例会でまだ議決いただいたものではないと認識しております。

井下副委員長

この9月の議決した事業費というのは、令和7年3月31日まで有効だということです。

今おっしゃったみたいに、中身は一緒かも知れませんが、今回出してきたこの予算というのは、全く別のものです。しかも、多少増えています。

これは、我々、議会でいろいろ議論してやっていく中で、当然通っていく、あるいは通らないものもありますけれど、通した予算を使わないまま、知らない間にスライドさせて、タイトルは同じで中身は一緒ですみたいな雰囲気を出されても、そんなやり方されたら、これは大きな問題があると思うんです。

というのは、9月で通した補正予算がどうして失効するかというと、これは設計業務、令和6年度中に事業者選定を開始するというのが、恐らくできなかったというのが一番の要素だと思うんです。どうして結局できなかったかというと、前に進まなかったからじゃないですか。

今回、タイトルが同じで、中身も少し変わったものが出てきていますけれど、結局、徳島市ときちん手順を踏んで話をしないと、これだけ議論して予算を付けて、いろんな意見を言っても、いい加減なことをされたら、議決しようがどうしようが、僕ら県民の総意であって、一応いろんなことは伝えますけれど、意味がないじゃないですかということを言いたいんです。

だからせめて、手順を踏んで、徳島市と話をして、そここのところのちゃんと判子を押しているものに関しては、同じように判子を押して、ちゃんと前に進むんだと言った上で予算を付けていかないと、予算を付けたからやっていいというのは違うと思うんです。

改定もそうです。改定じゃないという話になってきていますけれど、先ほどの新駅の話もそうです。僕らも見落としているところもありましたけれど、これも協定書の中にうたっているのであれば、この協定書の中身に大きく関わってくることなので、しっかりそれを議論して、その協定書に関わるようなやり方をしていかなければならないと。

僕らも気付かなかった部分がありますけれども、そういうやり方をしていくから信頼関係がどんどんなくなっていくんじゃないかと思うし、県が言えば通るんじゃないかみたいな雰囲気づくりになっていると思うんです。

もう1点、お伺いしたいんですけれど、先ほど基金についてもありましたが、基金の内訳の中に徳島市が担ってきた役割で20億円みたいな話になった時に、15億円は分かりますということでありました。しかもその5億円は土地代という認識でいたのですが、これは何かの委員会でも出たかもしれませんけれど、改めて聞きますが、基金の減額というのは今回、例えば土地を返すことによって、あるのかないのか教えてください。

原田県土整備政策課長

ただいま、井下副委員長より、仮に土地を返した場合、基金の減額はあるかどうかといった御質問を頂いております。

基金につきましては、さきの11月定例会でも御説明をさせていただいておりますが、昨年9月14日に、知事・市長会談の際に、知事から、県市基本協定に基づき、これまで徳島市が担ってきた役割を考慮し、県市協調によるまちづくりを加速させる観点から、徳島市が今後実施するまちづくり事業を支援するため、県において基金を設置するということを提案いたしまして、これに両者が合意し、その後、去る11月定例会において、基金に係る条例案、それから予算案を提案させていただきまして、お認めいただいたところでございます。

その際、基金の規模につきましては、徳島市が行う県都のまちづくりをハード、ソフトで両面から支援をするために、必要な規模といたしまして、県において政策的な観点ということで、20億円という規模を設定させていただいたところでございます。

従いまして、基金20億円につきましては、土地の返還の有無にかかわらず、その金額が今後、徳島市が実施する、広く県民の利益に波及する県都のまちづくりに充てられるものとして、積み立てているものでございます。

井下副委員長

大体そういうことなんだろうとは思ってました。先ほど委員からいろいろ出ましたけれど、154億円じゃなくて、プラス今回の基金20億円を乗せるべきだと思いますし、その後、あわぎんホールを小ホールとして使うと言っている以上、今後小ホールの建て替えに掛かる経費というのも、当然今回の新ホール事業の整備費用に乗せていかなければいけないと思っていますので、154億円で安くなりましたみたいなのは違うかなということも言っておきます。

もう1点は、2月7日と2月13日の打合せの中に、先ほども言いましたけれど、徳島市から譲与していただいている土地の取扱いについて話があります。徳島市から土地の返還について求めがあった場合、契約書に基づいて返還するということなんですから、実

際、返還した場合に幾つか疑問が出てくるんです。

まず 1 点は、この土地の譲与契約書を見ていると、第 7 条に甲、徳島市ですね。徳島市は、県が本契約に定める義務を履行しない時は、本契約を解除することができるという規定があるので、これはいろんな認識はあるかもしれませんが、現段階で徳島市が解除してもいいんじゃないかとは思ったりしたんですけれど、この辺というのはどのように思っているのか教えてください。

あと、原状復帰についてもここには明記があるんですけれど、先ほどから言っている新しい契約書の中にうたっている部分と、この部分は関連しないということなんですけれど、お返しするということは、当然ここに関わってくる原状復帰についても、県から何かしないといけないということでしょうか。

伊澤文化プロジェクト室長

井下副委員長より、土地の財産譲与契約に関する御質問を頂いております。

財産譲与契約の中、第 7 条で契約の解除としまして、甲は乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができるという規定がございます。

この解除のタイミングについてでございますが、これにつきましては、従来より新ホールの早期整備プランの策定、県市協定の取扱い、それと財産譲与契約と土地の扱い、これを一体的に整理するという事で、さきのワーキンググループでも、徳島市との間で確認ができております。

ですので、この解除権の行使が、もしあるとすれば、そのタイミングについて、今現在具体的にいつという状況ではないと認識しております。

また、土地の原状回復でございます。この負担付贈与は令和 4 年の 6 月定例会でお認めいただいて、その後この契約を巻いております。その土地の財産譲与契約を締結した段階で、現地については更地でございます。地下には、従来より徳島市が解体した旧文化センター跡の地下構造物が残っている状況であったと。

現状におきましても、現地は更地でございます。県の事業で旧文化センター跡地の地下構造物を触った所もございません。ただ、改めて解除権行使の際には、そのあたり、契約上の手続として、徳島市と確認してまいりたいと考えております。

井下副委員長

徳島市が優しいのかどうなのか分かりませんが、僕としては、この協定書を一方的に無視して進めていた場合、単純に、あそこに土地はホールを作るためにもらっているということを考えると、本契約に関する義務を履行しないと取られて、一方的に解除をされてもおかしくないんじゃないかなと思ったりもするんですけれど、ちゃんと徳島市とお話をしながらやっていっているのであれば、そうなのかなというところもあります。

もう 1 点、お確かめしたいんですけれど、そうなってくると、あそこを徳島市にお返ししますとなったときに、鉄道高架事業との整合性が取れるのかどうか。この打合せ記録にはホールの話は出ていますけれど、土地を返した場合の話については一切何も出ておりません。

ただ、気になるのは、元々あった、玉突きでいろんな事業が出てきているのかどうか

含めてですけど、そもそも、あそこをお返しするということは、徳島市の土地になるわけですから、当然、言っていた操車場の話をしながらやっているのか、現段階では、返した後の話というのは、一切何もできていないのか、その辺を鉄道高架も含めてお答えいただけたらと思います。

桂野まちづくり室長

ただいま井下副委員長より、鉄道高架事業について御質問を頂いております。

鉄道高架事業につきましては、昨年11月定例会に、これまで課題でありました回送列車による踏切遮断時間増加でありますとか、回送コスト増加などの課題を解決できる旧文化センター跡地への車両基地移設を含む県案として、新しい鉄道高架計画をお示しさせていただいたところでございます。

まずは、これをもって12月末より、まちづくりの主体であります徳島市と鉄道事業者であるJR四国との三者におきまして、新しい鉄道高架事業の内容について改めて共有させていただき、鉄道高架事業や関連するまちづくり計画などにつきまして、協議を行っているところでございます。

現在、車両基地の移設場所、まちづくりの検討方針や鉄道高架事業の進め方について議論を深めているところでございまして、それぞれの取組の対応案につきまして、まとめり次第、議会にも報告させていただき、議会での御論議を経て、対応方針について三者の合意形成を図り、事業を進めてまいりたいと考えております。

井下副委員長

結局そこなんですよ。結局、やっぱり徳島市とやらないとどうしようもない鉄道高架事業なんです。

僕も分からずに聞くとところがありますけれど、平成16年に徳島市長と知事で合意した基本方針があるんですけど、この中で用地等について、どこがするのかということで、当然県と徳島市で取得していくという明記があるんですけど、土地をお返しした場合、当然、徳島市の持ち物になる部分と、県の持ち物になる部分があるんですが、この今の場所、青少年センター跡地というのは、要はそこにあの土地が鉄道高架事業にとって必要な土地かどうかというのは、今どんな感じなんですか。操車場有り・無し別でいいです。

桂野まちづくり室長

ただいま井下副委員長より、旧文化センター跡地の譲与地につきまして、徳島市に返せば基地に対する影響でありますとか、鉄道高架の事業への影響に関する御質問を頂いております。

鉄道高架事業につきましては、先ほども申しましたとおり、三者で協議を進めていくものと考えておりまして、当然、徳島市の協力がなければ進まないものと考えております。

こういったことで、県案を基に事業の進め方など、合意形成を図りまして、事業を進めていきたいと考えております。

井下副委員長

分かりました。

ふと疑問に思ったので聞いただけなんですけれど、あの土地が鉄道高架事業自体には特に関係あるのかどうかというのも分かりませんが、いずれにせよ、先ほどおっしゃってもらったみたいに、三者で協議しないといけないことというのは山のようにありますが、これから進めるに当たってもそうなんですけれど、白紙の認識であるとか、同じ白紙とか、終了とかいうところでも、それぞれ若干ずれがあるなと思わざるを得ませんので、そのところは、しっかり議事録にも残るような形で話を詰めていてもらいたいなと思います。

最後の委員会なので、時間もないんですけれど、私は、4、5年ぐらいこの新ホールについていろいろ議論をさせてもらっています。一つだけ、これはずっと、前計画から関わってこられた職員さんとのやり取り、事業主さんとのやり取りだったりとか、ここに関わる熱意みたいなのは、これだけは本当だなとずっと思いながら僕はやってきました。作るのであれば、僕は、職員さんが2軒目の家を建てる話じゃないけれど、当然いいものを作ってくれるんだろうなというところだけは信頼をしております。

先ほど、僕が知事戦略公室になぜ聞いたかというのを言いましたけれど、出て行って話をされるのであれば、しっかりどういった経緯でこうなっているのかとか、一方的に進めるのではなくて、ちゃんと話ができる方で話をしていかないと。技術的なものだけではなくて、当然政治的な要素もありますし。

今後進めるに当たって、どういうふうに進められるか分かりませんが、できるだけ県民が望むものを早く作るというのは、僕らも一緒に思ってますので、頑張ってやってくださいと言って終わろうと思います。

それと、もう1点なんですけど、もし来年度、この委員会があるなら検討いただけたらと思うんですけれど、是非委員会のメンバーに財政課を呼んでいただけたらなと思っております。来年以降、金額も多分大きくなってくるし、横の振り幅が余りにも広いので、例えば基金の兼ね合いであるとか、そういうことを考えると、財政課がここにいてもいいんじゃないかと思っておりますので、それは意見で、また出していただけたらと思います。

まだ聞きたいことが山のようにあるんですけれど、一旦ここで終わります。

岸本委員長

私からも、ホールに関してお伺いさせていただきたいと思います。

本県において、まちづくりに向けたグランドデザインが示されまして1年以上が経ちますけれども、他県の話といたしますか、お隣の香川県の話ですけれども、高松市には先日新しいアリーナができて、今週末サザンオールスターズのコンサートが行われるみたいで、臨時列車も出て、ホテルの予約も好調ということで、お伺いいたしました。

香川県には、高松市内に県民ホールのレクザムホールであったりとか、市のホールのサンポートホールもあって、その上に今回の新アリーナが加わる形になったと思いますし、今回、駅周辺が再開発されることによりまして、文理大学が移っていったりとか、1億円を超えるマンションが建っていったりとか、高級外資系ホテルが建築されたりとか、そういうことが行われているのかなと思っております。

また、南に向かいましたら、高知県では県民体育館が5,000人規模のアリーナを含めま

して、新しい施設に生まれ変わるということをお伺いいたしました。

高知県にも県立ホールと市立ホールが稼働しております。こういうお話を聞いておりましたら、徳島のホールも一日も早くと思っております。

藍場浜公園西エリアの新ホールの整備について、今定例会で補正予算の提出もありまして、この度、委員会で県市基本協定の新たな案など、説明がございましたけれども、県も徳島市も、どうにかして新しいホールを進めていきたいという思いでやっつけていると思いますけれども、現時点での今後の見通しであったり、スケジュールの考え方を教えていただけたらと思います。

伊澤文化プロジェクト室長

新ホール整備につきまして、藍場浜公園西エリアでの今後の見通しということでございます。

藍場浜での今後の流れにつきましては、まずは整備に当たっては設計施工を担う事業者の選定ですとか、その後、設計作業になっていくのかなと考えております。

また、早期整備プランの中でお示ししております作業のボリューム感としましては、基本設計や実施設計で約1年半ほどを見込んでいるというところになります。

ただ、ずっと繰り返し申し上げる部分ですが、まずは設計施工を担う事業者選定の前に、旧文化センター跡地での新ホール整備に関する徳島市との県市基本協定ですとか、先ほどからお話が出ております財産譲与契約の土地の扱い、これらを含めた一体的な整理というのが必要であると考えております。

そのため、今後とも県市共に議会に対する御説明もさせていただいた上で、一体的な整理に向かって取り組んでまいりたいと考えております。

岸本委員長

まずは、県市基本協定などの一体的な整理ということで、県としては、この度の考え方であったり、文案など丁寧に説明されていると思いますけれども、徳島市との協議もまたしっかりと進めていただけたらと思っております。

また、今定例会に提出された藍場浜公園西エリアでの新ホール整備に係る設計費などの補正予算につきまして、早期整備に向けて必要なものというのは理解しておりますけれども、これまでも県市基本協定などの一体的な整理を終わるまでには、開発費などの予算執行を待つと御説明がございました。この考え方に関しまして、変わりはないのか教えていただけたらと思います。

伊澤文化プロジェクト室長

岸本委員長より新ホール整備に係る予算の執行に関する御質問でございます。

この度、令和7年度の1号補正としまして、藍場浜公園西エリアでの新ホール整備の設計業務等の予算案を提出させていただいております。

藍場浜公園西エリアにおける新ホール整備につきましても県市協調で進める必要があると考えております。

ですので、まず先ほど申し上げましたとおり、早期整備プランの策定と県市協定の扱

い、また財産譲与契約と土地の扱い、これらの一体的な整理をした上で執行していく、この考えに変わりはありません。

岸本委員長

徳島市の協議が整うまで予算執行を待つということでございますけれども、新ホールを県市協調で整備する上で非常に重要なことだと思っております。

先ほどからいろいろと議論がなされておりますけれども、県民の皆さんをいつまでも待たせることのないように、しっかりと徳島市との協議をしていただけたらと思っております。それが、私は一番早く早期整備につながっていくのではないのかなと考えております。

一般質問でも新ホールのメリットであつたり機能をお伺いいたしまして、いいものができそうだなと考えておりますので、一日も早い実現に向けて、是非とも取り組んでいただけたらと思います。これで質問は終わります。

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、立川議員から発言の申出がありました。この発言を許可したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、立川議員の発言を許可いたします。なお、委員外議員の発言につきましては議員一人当たり 1 日につき、答弁を含めおおむね 15 分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

立川議員

発言の許可を頂きまして、委員の皆様にお礼を申し上げます。

端的に聞いていきたいと思っております。

徳島市との打合せ記録の 2 月 7 日の分でございますけれども、主な内容の 2 番目のところ、県市基本協定の改定についてというところでございます。

市議会における議論等を踏まえ、現協定については所要の改定を経た後、終了とする。その上で、藍場浜公園西エリアにおける新ホール整備に向けた新たな協定を県市で締結する。というところがありますけれども、現協定については所要の改定を経た後というのは具体的にどういうことを言われているのか、教えてください。

伊澤文化プロジェクト室長

ただいま立川議員より協議記録、打合せ記録に関して御質問を頂きました。

この中にあります現協定に関して、所要の改定を経た後、終了するという部分につきまして、この度、委員会で御報告させていただいた案の中に、現協定の整理案として、現協定に付随する形で 17 条協議の結果をまとめたものがございます。

現協定に付随するという形で何らかの手を入れるというものでございますが、この部分が指す対象としては、資料 1－3 を指すものと考えております。

ただ、この協議録の段階では現協定の改定、所要の改定を経た後というような表現に

なっているものと認識しております。

立川議員

分かりました。

そうしたら、2月7日の話なので、そのあと13日も協議があるし、この資料1－3が出てきたのも最近ということで、時間的な流れがあると思いますけれど、この文書をそのまま読んだら、2月7日だと、所定の改定を経た後に終了とすると、そこで一回、現協定が終わって、その上で新たな協定を県市で締結するとなるので、一回終わってからその後に締結するという話です。

今の状況は、時間的なところで中身が変わって、現協定と新しい協定を並行でやっていて、最新のものと新協定の締結をもって現協定の有効期間を終了すると書かれているので、同時並行でやっているという状態になっているということで、認識は間違いないですか。

伊澤文化プロジェクト室長

立川議員より、この記録に関する御質問でございます。

立川議員のお話にもありましたとおり、今お示しした案の中では、新たな協定の締結をもって現協定が終了する、終了に当たって内容整理を案として行っているという形でございます。

協議記録の際には現協定を触って終了させる、その上で新たなものを締結するとしていますが、実態としては同時並行的な扱い、より一体的な整理に向けて形を作ったというものかと考えます。

立川議員

分かりました。

僕自身は、これ玉突きなのか、玉突きでないのかというのを散々やってきましたけれど、改定なのか、改定じゃないのか、言葉遊びなのか、その辺は正直にやっていったほうが、正直でないという意味ではないですけど、ふに落ちないところがあって、それが言葉の使い方であったりとか、そういうところが不誠実なんじゃないのかなと感じる部分があります。これは僕がそう感じるだけであって、ほかの方は分かりませんが。

もう一つ聞きたいことがありまして、経済委員会でも聞かせていただいたのですが、この資料1－3の3の（5）、現協定は、県及び市の間における債権債務関係を規定していないことを確認する。先ほども言いましたけれど、やっぱりこの部分がふに落ちないというか、なぜ確認する必要があるのかということです。確認した目的があるから確認したと思うのですが、それであえて書いたと思うのです。その目的をお答えいただけたらと思います。

伊澤文化プロジェクト室長

立川議員より、この資料1－3にあります債権債務関係の確認に関して御質問を頂いております。

この項目につきましては、県市協定にお互いの権利義務ですとか損害賠償請求など、債権債務関係を定める規定及び記載がないということを確認したものでございます。

なぜこれを書いたかと言いましたら、県市協定がそれぞれの役割の分担等を定めたものであるということで、そもそも債権債務関係を規定した書き物ではないということになります。

同時に一体的に整理していきます財産譲与契約もでございます。契約書とは性質の違うものであって、そのあたりを明確にするという目的もございまして、県市の間で、県市協定上は債権債務の規定はないということを確認して、ここに文字にしたと認識しております。

立川議員

そのとおりだと思いますけれど、なぜそれを確認する必要があるのかなと。それを別に規定しなくても、徳島市の担当者と実務者レベルで協議をして、ないよね、ないです、と議事録を残していたら、その後に損害賠償となったとしても、いやいや、ここで話をしているではないですか、あなたもそんなのいないと言っていたのではないですかで終わる話ではないですか。

なぜ（５）に債権債務関係を規定してないことを確認するというのをわざわざ載せるのか、その目的が何なのかというのがふに落ちないんです。何のためにこれをしたか。ただ単に、債権債務がないよねというのだけだったら、別に要らないと思うんです。実務者のレベルで議事録を残しておいたら、それでいいと思います。言った言わないとなるのであれば、そこにお互いに責任者の判子を押しておけばいい。

なぜそこまでしてこれを載せたのかというのを聞きたいので、もう一回その目的、なぜしたかということを教えてください。

伊澤文化プロジェクト室長

債権債務の規定がないという項目に関しての御質問でございます。

この記載の意味自体は、先ほど申し上げたとおりでございますが、なぜここに記載を残したかという点につきましては、この県市協定がどういう性質のものであるかということのを改めてここに文字に残すと。

その理由について、債権債務が全くないというのではなくて、債権債務に関する規定はないとさせていただいております。

今後、例えばですが、何らかの訴えがあったりとか、そういうものを制約するものではないですが、書き物として内容的にお互いに損害賠償を規定する項目があったり、明確な債権債務の関係がある、こういうものでないということをお互いに確認して、ここに書かせていただいたと。

現協定の整理の案でございますので、県と徳島市が、それぞれの役割を定めた書き物として、そこに付随する形の案となっております。

今のところ、これが第三者に対して何らかの効力を持つというよりは、県市それぞれで、この内容を確認したということでございまして、理由に関しては以上でございます。

立川議員

なので、なぜそれを確認する必要があったのかなと思います。

これは、これ以上聞いても、それなりのお答えだと思うのですが、これを最初に見た時、僕もさっと流していたけれど、いや待てよと、なぜこんなことをいちいちやるのかなということと、飽くまでも協定の中で債権債務関係を規定していないことの確認であって、債権債務がないという話ではないのですよ。

でも、これを見た時に債権債務がないのかと思われていた議員さんがいらっしゃると思うんです。なので、こういう書き方をするのであったら、この協定の中に債権債務関係の規定を書いてないよというだけの確認をしたよと、だけれども債権債務の存在自体がないといったことではないと、そこまで丁寧に書かないと。

この文言を見ただけであれば、債権債務がない、そうしたら損害賠償は起こらないのかとか、そういうふうに思えてしまう。だったらわざわざこんな書く必要もないのかなと思いました。

改めて最後に聞きますけれど、何らかの債権債務がないという意味ではないということによろしいですね。

伊澤文化プロジェクト室長

立川議員より、この規定によって債権債務がないかどうかというお尋ねでございます。

飽くまでも、この債権債務関係を定める規定及び記載がないということでございまして、債権債務がないというのとは意味が違います。そこまで指すものではないという認識です。

岸本委員長

以上で、質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。

常任委員の任期は、本定例会の閉会の日までとなっておりますが、我々、特別委員会の委員におきましても、慣例により、常任委員の任期に合わせて、閉会の日辞任することになっております。

そこで、辞任の手続きにつきましては、委員長において取り計らいたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、この1年間、終始熱心に御審議を賜り、また議事運営に格段の御協力を頂きましたことに、厚くお礼を申し上げます。おかげをもちまして、大過なく委員長の重責を全うすることができました。これもひとえに、委員各位の御協力のたまものであると、心から感謝申し上げます。

また、佐藤観光スポーツ文化部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力を頂きましたことに、深く感謝の意を表する次第でございま

す。審議の過程で表明されました委員の意見や要望を十分尊重され、今後の施策に反映されますよう十分御配慮賜りたいと思っております。

最後に、報道関係者各位の御協力に対しましても、深く感謝申し上げます。

時節柄、皆様方にはますます御自愛いただきまして、それぞれの場で今後とも県勢発展のため御活躍されますよう祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

佐藤観光スポーツ文化部長

理事者を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。

ただいま岸本委員長から御丁重な御挨拶をいただきまして、大変恐縮をしているところでございます。

岸本委員長、井下副委員長はじめ、各委員の皆様には、この1年間、まちづくり・魅力向上対策に係る様々な件につきまして、御審議、御指導を賜り感謝を申し上げる次第でございます。

審議を通しまして頂きました貴重な御意見、御指導をしっかりと受け止めさせていただきまして、今後の施策の推進、引いては県勢の発展に生かしてまいりたいと考えておりますので、なお一層の御支援、御協力を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様方の今後ますますの御活躍をお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

岸本委員長

これをもって、まちづくり・魅力向上対策特別委員会を閉会いたします。（14時35分）